

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインの進捗状況 及び今後講じる措置（案）

平成 1 3 年 1 月 2 6 日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
1. 紙	<p>1. 古紙利用の促進 (1) 目標：「リサイクル56目標」 「古紙リサイクル促進のための行動計画」（平成9年9月策定）に基づき、古紙利用の一層の拡大を計画的に推進することとし、平成12年度に紙・パルプ製造業における古紙利用率56%の達成を図る（平成10年度55.4%）。 また、平成13年度以降の古紙利用率の新たな目標設定について、古紙の他用途利用の促進とともに検討を行う。</p> <p>(2) 古紙の混入の拡大 各種紙製品分野において古紙混入率の拡大に努める。特に、従来、古紙の利用が少なかった印刷・情報用紙（紙生産に占める比率36%、古紙混入率19%）の分野において古紙利用の拡大に努める。このため、各企業において古紙再生設備の導入を進める。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 （財）古紙再生促進センターによるグリーンマーク事業の推進などにより、古紙利用製品（トイレットペーパーなどの衛生紙、ノート、再生コピー用紙等）の購入への国民の意識の普及・啓発を推進する。 また、各企業が実施している再生紙の表示、古紙混入率の表示をさらに進めるとともに、そのあり方について平成12年度中に方向性を示す。</p>	<p>(1) 目標 ・再生資源利用促進法の特定業種に製紙業を指定（平成3年10月）し、現在「リサイクル56目標」を実施中。（古紙利用率（実績）平成11年度 56.3%）</p> <p>・平成9年9月に作成した「古紙リサイクル促進のための行動計画」を実施。 古紙リサイクル促進のための集中的な普及啓発 新規用途の開発・普及啓発 製紙メーカーに対する働きかけ 大口ユーザーに対する働きかけと体制整備</p> <p>・平成13年度以降の古紙利用率の新たな目標設定及び上記行動計画の見直し・改定を目的として、「古紙リサイクル推進検討会」を生活産業局内に設置、昨年12月に、これらの提言を含む報告書を取りまとめ。</p> <p>(2) 古紙の混入の拡大 ・日本製紙連合会において、「リサイクル56目標」（平成6年）を策定し、個別企業において古紙利用率の向上対策を実施。 ・日本製紙連合会古紙部会に対して、平成13年度以降の新たな古紙利用率の自主的目標値の設定のための検討を要請、同連合会では、技術的な検討と古紙リサイクル推進検討会での検討状況を踏まえ「2005年度までに古紙利用率を60%に向上する自主目標を12月に決定」。 ・各企業に対して、再生紙製造設備（DIP設備等）の設置・増強計画等についてアンケート調査を実施。 ・印刷情報用紙への古紙混入率（利用率）は平成11年度で、21%まで向上。</p> <p>(3) 再生紙等の利用の拡大 ・政府公報等による普及・啓発 - 暮らしの中のリサイクル展（毎年10月） - フジテレビ「話題にアタック」（ここまで進んだ紙リサイクル）（平成12年10月8日） ・（財）古紙再生促進センターの事業 - グリーンマーク事業の実施。 苗木等配布件数 4,460件（平成11年度実績） グリーンマーク表示商品 16,556銘柄（平成11年度末） - 古紙利用新規用途開拓委員会の開催。 - 再生紙利用促進のためのパンフレット等の配布。 - リサイクルペーパーフェアの開催（3カ所）。 - 紙リサイクルセミナー、古紙利用新技術セミナーの開催。 - リサイクル対応型紙製商品開発調査の実施</p> <p>・日本製紙連合会の事業 古紙の利用拡大を図るための広報活動等の実施。 - インターネット（ホームページ）によるリサイクル関連広報 - 環境・リサイクル関係パンフレットの作成、配布 - 環境講演会の実施（年4回） - 小学校教職者を対象とした環境・リサイクル問題の理解促進のための工場見学会の実施（年4回）</p>	<p>・紙製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づけ、引き続き古紙利用の促進を図る。</p> <p>・古紙リサイクル推進検討会において提言された「平成17年度（2005年度）までに古紙利用率を60%に向上する」とした目標設定にしたがって、資源有効利用促進法の省令（判断基準）を改正する。</p> <p>・新たな「古紙リサイクル促進のための行動計画」として掲げられた、 製紙業界における古紙利用向上の推進 紙利用業界における古紙リサイクルの促進 消費者・一般事業者、自治体等への普及啓発と効率的な回収システムの構築 紙製容器包装のリサイクルと古紙他用途利用の促進 に関し、関係各主体のそれぞれの取組を推進。</p> <p>・古紙リサイクル推進検討会の検討状況を踏まえ日本製紙連合会として自主決定した「2005年度古紙利用率目標60%」について、同検討会で提言された行動計画に基づいて、製紙業界の取組を推進。</p> <p>・引き続き、個別企業における再生紙製造設備の設置等の進捗状況のフォローアップを実施。 ・新たな「古紙リサイクル促進のための行動計画」を踏まえつつ、引き続き、印刷情報用紙への古紙利用の拡大を推進。</p> <p>・引き続き広報等の活用を通じて啓発を実施。</p> <p>・（財）古紙再生促進センターの事業 関係業界等と連携しつつ、消費者・地方自治体等への普及啓発や情報提供等を行う左記の各事業について、引き続き内容の充実を図りつつ実施。</p> <p>・日本製紙連合会の事業 古紙の利用拡大を図るための左記の広報活動を引き続き実施。</p>

省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を図り、また、地方公共団体、民間企業等への再生紙使用拡大の働きかけを推進する。

- (4) 古紙他用途利用の拡大
低級古紙のリサイクルを促進する観点から古紙の他用途利用のための技術開発及び施設整備等を進める。

2. 古紙回収の促進

- (1) オフィス古紙の回収の促進
増加しているオフィスから排出される古紙について、回収の促進を図る。
オフィス古紙回収マニュアルの民間企業への普及・啓発（講習会等）を進め、オフィス古紙の回収を促進する。
オフィス古紙の複数企業による効率的な共同回収・リサイクルを民間のリサイクルシステムを活用して構築するなど、オフィス古紙の効率的な回収システムの構築を促進する。

- (2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大
家庭から排出される古紙についても回収の拡大を図る。
集団回収等について、(財)古紙再生促進センターによる回収方法等の普及・啓発（講習会等）の一層の推進を図る。

3. 紙製容器包装リサイクルの促進

- (1) 飲料用紙製容器
飲料用紙製容器（紙パック）に関し、回収促進のための啓発を行い、再生容易な製品の製造及び再生利用のための技術開発を進めるとともに、その回収・リサイクル率向上のためのアクションプログラムをすみやかに策定する。

- (2) その他紙製容器包装
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、平成12年度から市町村で分別収集された飲料用紙容器・段ボール以外の紙製容器包装が再商品化されることとなるが、製紙原料以外の用途拡大を図るため、新規用途について技術開発を行い、施

- リサイクル関連の雑誌広告の掲載（年3回）
- ・機械すき和紙連合会の事業
 - 古紙リサイクル週間に、ショッピングセンター等でパネルや古紙利用製品サンプル展示、紙すき体験等の実施（4カ所）
 - 小学生、婦人団体等に対する工場見学の実施。
 - 古紙製品のPR用リーフレットの作成、配布の実施。
 - インターネットによる古紙原料使用家庭紙拡大PR
 - 静岡県家庭紙工業組合の統一ブランドトイレットペーパー「シティア」の製造・販売。
 - 東京23区ブランド等、各都市との連携による古紙原料トイレットペーパーの普及拡大。
- ・再生紙の表示に関しては、古紙再生促進センターにおいて、同センターで実施しているグリーンマーク（表示）事業について、最近の環境変化を踏まえ、より広く利用されるための在り方等の検討を実施中。

- ・中央省庁における再生紙の利用促進及び地方公共団体等に対する再生紙の利用拡大等を要請。
[中央省庁における再生紙の導入率]（平成11年度）
 - トイレットペーパー 100%
 - コピー用紙 99%、 - 封筒 99%

- (4) 古紙他用途利用の拡大
・民活法の古紙他用途利用施設として、古紙再生ボード製造施設を1件認定。

- (1) オフィス古紙の回収の促進
・(財)古紙再生促進センターの事業
 - オフィス古紙回収のためのマニュアルの配布（平成12年度配布数1,600部）
 - オフィス古紙全国サミットの開催（平成12年度、東京で実施（11年度は岡山で開催））
 - 雑誌等古紙分別収集有効利用システムモデル事業の実施（平成12年度3カ所で実施（11年度も3カ所で実施））

- (2) 集団回収等による家庭系古紙の回収の拡大
・(財)古紙再生促進センターの事業
 - 家庭系古紙回収促進（e-リサイクル）講習会の開催（平成12年度21カ所（前年度32カ所））
 - ・全国製紙原料商工組合連合会の事業
 - 古紙回収促進パンフレットの配布、ホームページの開設。
 - 全国自治体の古紙回収事業への協力。

- (1) 飲料用紙製容器
飲料用紙製容器（紙パック）のリサイクル率向上に向けた4省庁関係課合同事務局による「飲料用紙製容器のリサイクル促進のための勉強会」を開催（H12.1～5、計5回開催）し、関係各主体が、現状の問題点を認識し、回収システムに係る手引き書の作成や普及啓発等、自主的なアクションプログラムを作成・実行するため、その方向性の確認等を含むとりまとめを作成。

- (2) その他紙製容器包装
前年に引き続き、古紙再生ボード、覆土代替材、固形化燃料について、技術開発を実施。

- ・機械すき和紙連合会の事業
古紙の利用拡大を図るための左記事業を引き続き実施。

- ・各企業が実施している再生紙の表示、古紙混入率の表示を引き続き推進。また、左記のグリーンマーク制度については、古紙再生促進センターにおける関係者の議論を踏まえつつ、更なる普及のあり方を含め、見直しの方向性を明示。

- ・グリーン購入法及び省エネルギー・省資源対策推進会議の申合せ等に基づき、中央省庁における再生紙の使用拡大を推進。また、紙利用事業者等における再生紙使用拡大を引き続き推進。

- ・引き続き、施設の整備等を推進。

- ・(財)古紙再生促進センターの事業
オフィス古紙の効率的なリサイクルシステムの構築と普及のための左記の各事業について、インターネットの活用等内容の充実を図りつつ引き続き実施。

- ・(財)古紙再生促進センターの事業
引き続き、左記事業を実施。

- ・全国製紙原料商工組合連合会の事業
引き続き、左記事業を実施。

- ・左記勉強会のとりまとめを踏まえた、回収促進のための啓発、また、関係各主体に対して今後のリサイクル促進の方向に関する具体的な取組を促すとともに、必要に応じて、関係各者の取組状況のフォローアップ。
- ・紙パックリサイクルモデル事業の実施と自治体向け手引き書の作成、配布。

- ・平成13年度においては、古紙再生ボード及び固形化燃料について引き続き技術開発を支援。

設の整備を図るとともに、新規用途品の市場開拓を図る。
紙製容器包装の収集・選別のモデル事業を実施するなどを通じて再商品化事業者によるリサイクル施設の整備等を推進する。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」を活用し、紙箱等のリサイクルを推進する。

(3) 表示

紙製容器包装の識別等を容易に行うことができるようにするための表示システムを構築する。

紙製容器包装の分別収集・選別等のモデル事業を実施。

「紙製容器包装リサイクル推進協議会」で実施する実態調査等の活動を推進

(3) 表示

その他紙製容器包装を資源有効利用促進法指定表示製品に位置付けるとともに、紙パック、段ボールについては、業界における自主的なガイドラインの作成等、識別表示の取組を推進。

- ・市町村及び再商品化事業者に対する実態調査を実施し、紙製容器包装の効率的なリサイクル促進のための情報提供を行う。
- ・本協議会の活動を引き続き推進。

引き続き、紙パック、段ボールについて、自主的ガイドラインに等に基づく識別表示の状況調査等取組を推進。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
2. ガラスびん	<p>1. リサイクルの推進</p> <p>(1) ガラスびんにおけるカレット使用率の向上</p> <p>目標 ガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進し、カレット使用比率について平成13年度に65%との目標を達成する。</p> <p>また、平成11年度中にカレット利用率の引き上げの検討を行う。</p> <p>異物除去装置等の導入・普及を図る。</p> <p>リサイクルの推進に資するガラスびんの技術開発を推進する。</p> <p>カレットをほぼ100%用いるエコロジーボトルの利用を推進する。</p> <p>(2) カレットの新規用途の開発、拡大</p> <p>タイル、人工軽量骨材、道路舗装用骨材等カレットのガラスびん以外での新規用途を開発し、新規用途品の市場開拓及び供給能力の拡大を図る。 公共部門での需要拡大のための検討を行う。</p> <p>(3) カレットの品質向上</p> <p>自治体に対し、ガラスびん(カレット)の分別の品質の向上を図るよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カレット利用率(実績) 平成11年度 78.6% (平成10年度 73.9%) (平成9年度 67.4%) (平成8年度 65.0%) (平成7年度 61.3%) ・カレット利用率については、業界内で検討を行い、平成17年度までにカレット利用率80%達成とする新たな目標を設定。 ・特別償却制度、開銀(政銀)等低利融資制度を活用しつつ、以下の設備の導入を図る。 ガラスくず処理用異物除去装置 (平成3年度陶磁器除去設備開始、平成8年度非鉄金属除去装置追加、特別償却制度は平成11年度導入分まで適用)、 カレット窯業原料製造設備(平成8年度~)。 ・結晶化ガラスの自動選別システムの技術開発を実施(平成8年度及び9年度実施)。 ・再資源化に適した着色ガラスびんの製造技術の研究開発を実施。 ・市中カレット(主に緑、青色のカレット)を100%使用した「エコロジーボトル」を開発(平成3年度)、各社でPRを実施し需要拡大を図る(平成12年出荷実績 30,500ト(前年比+123%))。 ・新規用途開発として道路用骨材への適用性に関する評価。 (平成7年度~) ・新規用途開発として超軽量多孔質土木材に関する技術開発の成果普及(平成8年度及び9年度実施) ・民活法の支援対象に、ガラスびんリサイクル施設を追加。 ・自治体の道路工事等へのカレット粒状化製品利用を可能にするための移動式カレット粒状化設備の技術開発の成果普及。 (平成8年度及び9年度実施) ・ガラスカレットの需要拡大に資する技術開発を実施。(新規技術開発予算・平成10年度~12年度) ・ガラス入りアスファルト舗装の再生合材による試験舗装 (平成12年度) ・建設省「公共事業における試験施工のための他産業再生資材試験評価マニュアル案(平成11年)」の普及。 ・地方自治体を対象に回収システム、回収方法についてのアドバイスや普及・啓発活動を継続するとともに(昭和59年度~)、終了した事業の成果を全国の地方自治体等にパンフレット等で周知することにより、ガラスびんの分別収集に対する意識の向上を図る。(平成8年度~) ・地方自治体が分別収集したガラスびんの品質について異物混入状況等に応じたランク付けを行うことにより、ガラスびんの品質向上に向けての努力を促した。その際、具体的な品質基準を示したパンフレットを配布し意識を高める。平成9年度~) ・厚生省「ガラスびん分別収集の手引き(平成12年3月)」の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス容器製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づけ、引き続きガラスびんにおけるカレット利用率の向上を計画的に推進。 ・分別回収時の品質向上及びカレット処理設備の改善等 ・左記の設備導入を引き続き実施。 ・市場テストの実施等、商品化に向けての取組みを強化。 ・引き続きPRを実施するとともに、導入品種を増やし需要拡大を図る。 ・道路用骨材としての適用性の評価を公的機関へ依頼。 ・土木材としての適用性の評価を公的機関へ依頼 ・各地の展示会、自治体向けのデモンストレーションを通じ、技術開発の成果をPR。 ・左記事業を引き続き実施。 ・左記事業を引き続き実施。 ・左記事業を引き続き実施。

消費者に対し、ガラスびん（カレット）の分別の品質の向上のための協力を呼びかける。

2. リデュース、リユースの推進
軽量びんの開発、普及を図る。

リターナブルびんの利用促進のための方策を検討する。

各自治体への配布により分別収集における品質向上を図る。

- ・ガラスびんリサイクル促進協議会において、国の委託事業（モデルリサイクルシステム事業）として回収の実施、普及広報等のモデル事業を実施。分別収集における効果的な住民へのPR方法、収集方法等の成果の普及を図った。
平成8年度 東海、関西地区
平成7年度 関東地方
平成6年度 埼玉県内及び千葉県内
- ・飲料メーカー主導により、各びんメーカーで軽量びんの開発、普及を実施。ビールびん、牛乳びん等において、従来に比べ21～25%の軽量化を実現。
- ・飲料メーカー及びびんメーカーの協力により再利用促進の表示として「R」マークを導入するとともに統一規格びんの採用を実施。（平成4年度開始）（平成12年出荷実績3,575㍑（前年比+19%））
- ・リターナブルびんの利用促進を図るために必要な、問題点の把握、検討、解決策の提案を実施。（平成7年度開始）業界団体においてリターナブルびんの現状分析、減少要因の分析（ライフスタイルの変化による影響、流通の変革による影響、商品別の要因）を実施。
- ・政府系金融機関の低利融資制度等を活用しつつ、洗びん・検びん、洗函装置の導入を促進。（平成8年度～）

・引き続きPRを実施するとともに、自治体への要請を通じ消費者の分別の品質向上を図る。

・左記事業を引き続き実施。

・左記事業を引き続き実施。

・リターナブルびんの存在意識の明確化及び環境面での優位性を明確化し、ライフスタイルの変化に対応したシステムの検討を行う。

・左記事業を引き続き実施。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置																														
3. スチール缶	<p>・リサイクル・リデュースの推進</p> <p>1. 目標値 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）施行に伴う自治体の分別収集の進展を前提とし、かかる分別収集の進展に向けた諸施策の実施により、西暦2000年のスチール缶のリサイクル率の目標値を以下のように設定する。 目標：2000年スチール缶リサイクル率85%の達成を図る。 （平成10年82.5%）</p> <p>なお、適正なりサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について標準化を行うことを視野にいれつつ検討を進めるとともに、2000年以降の新たな数値目標を設定する。</p> <p>2. リデュース・リサイクル対策の推進 資源を合理的・効率的に利用するという観点から、総合的なリサイクルを推進するとともに、一層の薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>3. 製鋼原料としての用途拡大 全国80箇所以上に点在する高炉メーカー・電炉メーカー・鋳物メーカーにあらゆる鉄鋼製品の原料として活用できるという特徴を活かし、今まで以上に広範囲な用途への適用を行うべく検討を進める。</p> <p>4. 容器包装リサイクル法施行に伴うあき缶処理対策協会としてのボランティアプランの実践 鋼製の容器包装の円滑な取り引き及びリサイクルを確保していくために、次のような対応を行う。 (1) 「一般的自律的に有償で取り引きされる状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。 (2) 今後、本システムが更に有効に機能するために、協会として自治体の分別収集の拡大のためのコンサルティング及びリサイクル施設設置への経済的支援をボランティアに継続する。 (3) いわゆる逆有償の状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。 ・第1段階：逆有償の状況の可能性を有する上記に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言 ・第2段階：自治体に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供 ・第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合であって、自治体側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーにより処理を委託された者による無償による引き取りを用意</p> <p>なお、上記対応については、一般缶等他の鋼製の容器包装関係団体とも連携を密に保っていく。</p> <p>・今後の事業活動について 容器包装リサイクル法の施行に伴い、あき缶処理対策協会の推進してきた「消費者による分別排出 自治体による分別収集 鉄鋼メーカーによる再利用」という三位一体となった社会システム構築のため、再資源化対策、美化・散乱対策、普及啓発対策を3本柱に更に活動を強化推進していく。</p> <p>1. 再資源化対策 (1) 自治体の分別収集促進のためのコンサルティング及び経済的支援の</p>	<p>・リサイクル率（実績）</p> <table border="1"> <tr><td>平成2年</td><td>44.8%</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>50.1%</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>56.8%</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>61.0%</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>69.8%</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>73.8%</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>77.3%</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>79.6%</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>82.5%</td></tr> <tr><td>平成11年</td><td>82.9%</td></tr> </table> <p>・省資源化の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去10年間で素材の厚みを約20%削減</p> <p>・高炉メーカーでの20万t以上引き取りを目指し体制を整備</p> <table border="1"> <tr><td>平成11年</td><td>20.8万t</td></tr> <tr><td>平成10年</td><td>18.5万t</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>12.6万t</td></tr> <tr><td>平成8年</td><td>12.9万t</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12.5万t</td></tr> </table> <p>・平成8年より毎年1～2月にスチール缶の分別収集、資源化処理、売却等に関するアンケート調査を実施し、結果を年次レポートに掲載</p> <p>・市町村の分別収集促進のためのリサイクル施設設置支援事業を実施（平成11年度12箇所、平成10年度15箇所、平成9年度11箇所、平成8年度23箇所、平成7年度20箇所）</p> <p>・自治体等からの問合せに対する対応窓口として、スチール缶リサイクル相談室を設置</p> <p>・逆有償について、平成12年度の実績はなし。</p> <p>・ - 4 - (2) 参照</p>	平成2年	44.8%	平成3年	50.1%	平成4年	56.8%	平成5年	61.0%	平成6年	69.8%	平成7年	73.8%	平成8年	77.3%	平成9年	79.6%	平成10年	82.5%	平成11年	82.9%	平成11年	20.8万t	平成10年	18.5万t	平成9年	12.6万t	平成8年	12.9万t	平成7年	12.5万t	<p>・西暦2000年リサイクル率85%の達成に向けた諸事業を推進 分別収集拡大のための市町村へのコンサルティングの継続実施。 民間のリサイクルルートも含めたりサイクルフローの調査を実施。</p> <p>・更なる素材の厚み削減、缶の軽量化に向けた技術確立を推進</p> <p>・毎年安定した受け入れを継続</p> <p>・今後も毎年アンケート調査を実施し、調査結果をデータベースとして構築</p> <p>・自治体支援事業を継続</p> <p>・分別基準適合物の引き取り状況についての情報入手に努め、状況に応じた適切な措置を実施</p>
平成2年	44.8%																																
平成3年	50.1%																																
平成4年	56.8%																																
平成5年	61.0%																																
平成6年	69.8%																																
平成7年	73.8%																																
平成8年	77.3%																																
平成9年	79.6%																																
平成10年	82.5%																																
平成11年	82.9%																																
平成11年	20.8万t																																
平成10年	18.5万t																																
平成9年	12.6万t																																
平成8年	12.9万t																																
平成7年	12.5万t																																

実施継続

- (2) 事業系リサイクル対策の拡大
・自治体との協同作業による事業系の資源化システム作りへの協力及び再資源化ルートの整備等の実施

- (3) 廃棄物処理運搬技術の開発
・より作業性の良い、立地条件に見合った収集運搬車の技術開発

- (4) リサイクルシンポジウムの開催
・年4回実施

- (5) リサイクルマニュアルの改定
・分別収集の拡大に向け、その方法と対策について整理

- (6) スチール缶リサイクル相談室でのコンサルティングの継続
・平成3年度に開設

2. 美化・散乱対策

- (1) 市街地におけるあき缶散乱防止対策調査
・中核都市をモデルに市街地におけるあき缶等の散乱に対する事業者・自治体の協力による回収・リサイクルシステムの構築

- (2) 環境教育シンポジウム等の開催
・美化リーダーの養成等を目的に実施

- (3) 美化ボランティア団体への支援活動

- (4) 合同美化キャンペーン等啓蒙活動の実施
・全国の観光地におけるポイ捨て防止キャンペーン等を実施

3. 普及啓発対策

- (1) 消費者、事業者、行政関係者への普及啓発の充実
・新聞、雑誌等での普及啓発の実施
・環境教育ビデオの配布
・資源化見学会の実施
・自治体主催のリサイクルフェア等への協力、パンフレット等資料の提供

- (2) マスコミ関係者への理解活動の継続

- (3) アニュアルレポートの作成
・協会活動内容、スチール缶リサイクルの現状等の情報提供

- ・自治体との共同作業による事業系資源化システム作りの実施（平成10年度京都市、平成9年度藤沢市・熊本市、平成8年度大宮市・岐阜市、平成7年度船橋市・川口市、平成6年度北九州市・千葉市）。平成10年度までに9都市で調査を行い、平成11年度はそれをもとにレビューした。
・自治体の収集運搬の実態調査を実施

- ・廃棄物資源化研究会（年2回）等の自治体清掃担当者への普及啓発
・分別収集の拡大に向け、分別収集と資源化設備について、技術的な解説と設置計画の手順をまとめたマニュアルを発行し、自治体に配布
・スチール缶リサイクル相談室におけるコンサルティング実施（平成3年度に開設）

- ・市街地の美化に関する美化研究会を設置（平成9年）し、地域住民を主体とした美化活動の組織を行政の協力を得ながら構築する美化システムを検討
・市街地の美化に関する先進事例を紹介する全国まち美化シンポジウムを開催（年1回美化活動に熱心な都市で開催）。

- ・美化ボランティア団体の連携、情報交換の場として全国まち美化連絡会議を設置
・観光地におけるごみの散乱防止に関する合同美化キャンペーン等を実施

- ・新聞広告、インターネット等を通じた啓発活動、ビデオ/パンフレット類の配布、リサイクルフェアへの協力、資源化施設見学会等を実施

- ・マスコミ関係者との懇談を実施し、リサイクル率等の発表をした。
・スチール缶リサイクルの現状、あき缶処理対策協会の活動等の情報提供を目的とした年次レポートを毎年7～8月に発行、全国自治体に配布

- ・家庭系、事業系の統合的なリサイクル推進に向けた研究会を平成12年度から年3回実施。

- ・上記研究会にてGIS等の情報技術の紹介を実施。
・廃棄物資源化研究会等のシンポジウムを継続して開催
・マニュアルの配布を継続

- ・コンサルティングを継続

- ・美化システム作りに関するマニュアルを作成し自治体、ボランティア団体等へ配布

- ・全国まち美化シンポジウムを開催し、美化モデル都市のシステム紹介をするとともに、各都市の取組状況を紹介。
・全国まち美化連絡会議を通じ、ニュースレターインターネット等による情報発信を実施
・ごみの持ち帰りを観光客に訴える合同美化キャンペーン等を実施

- ・新聞広告、インターネット等を通じた啓発活動、ビデオ/パンフレット類の配布、リサイクルフェアへの協力、資源化施設見学会等を実施し、一般消費者、教師、生徒にスチール缶リサイクルの実態を知らせる。

- ・マスコミ関係者との懇談を実施し、協会の活動状況や、リサイクル率の発表等を行う。
・毎年年次レポートを発行し、自治体へ情報を提供

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
4 . アルミ缶等	<p>1 . 再資源化の推進</p> <p>(1) 目標 アルミ缶における再資源化率を平成14年度に80%に引き上げる(平成10年度74.4%)。なお、適正なリサイクル率を設定するため、諸統計類の整備を含めた国によるリサイクル率算出方法について、標準化をも視野にいたした検討を行う。また、この検討の進捗をも踏まえつつ、平成14年度以降の新たな数値目標を設定する。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策 効率的な再資源化のためには他の廃棄物の混入なしに多量に収集・回収することが必要なため回収ルート of 整備等を引き続き推進する。 回収ルートの整備・充実</p> <p>イ) 自治体の分別収集推進への協力</p> <p>ロ) 自治体の分別収集を補完するため、集団回収や学校回収に対する支援を推進するほか、回収拠点の拡大を図る</p> <p>ハ) 事業者回収への協力</p> <p>ニ) モデル事業の実施・検証 ホ) リサイクルシステム構築に係るコンサルティング ヘ) アルミ缶の回収・リサイクルシステムについて本年度中に調査を実施する。</p> <p>薄肉化・軽量化の促進 資源を合理的に使用すると観点から薄肉化・軽量化を促進する。</p> <p>広報・啓発活動の促進(散乱対策を含む)</p> <p>イ) 講習会等の開催</p> <p>ロ) ポスター・パンフレットの作成等</p> <p>ハ) 環境教育ビデオ「生まれかわる資源ゴミ」の貸出し等 ニ) 優秀な団体、個人及び学校を表彰</p> <p>2 . 缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルの推進 回収量の増加によるリサイクルの停滞等行き先のない事態を回避するため、缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルを推進する。 目標：缶材への使用割合を平成14年度に80%へ引き上げる。(平成10年度79.0%)</p>	<p>1 . 再資源化の推進</p> <p>(1) 目標 ・リサイクル率の実績 平成11年度 78.5% (平成10年度 74.4%) (平成9年度 72.6%) ・平成10年度に続き、リサイクル率導出にあたって第三者評価の導入。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策</p> <p>回収ルートの整備・充実 イ)自治体向けパンフレットを製作して全国自治体へ配布。また、ビデオの貸出しなどの実施</p> <p>ロ)集団回収(学校回収を含む)に対して、回収業者との仲介などの支援。 回収拠点の拡充 平成12年3月末 2,057拠点 (平成11年3月末 2,007拠点) (平成10年3月末 1,823拠点)</p> <p>ハ)事業者による回収拠点に回収袋の提供などの協力を実施。</p> <p>ホ)市民団体や事業者等からの問い合わせに随時対応。 ヘ)自治体におけるアルミ缶リサイクル費用の調査を行った。</p> <p>薄肉化・軽量化の推進 省資源の観点から、素材の薄肉化及び軽量化を図り、過去10年間で素材重量を約7%削減</p> <p>広報・啓発活動の推進(散乱対策を含む)</p> <p>イ)リサイクル推進月間(毎年10月)に各種イベントを実施(アミキャラバン(PR隊)を編成し、東京ではOTAふれあいフェスタに参画するとともに地方都市において、リサイクルPR用アルミ缶の配布等の啓蒙活動を実施。また、リサイクル施設見学・研究会の実施)</p> <p>ロ)(社)日本アルミニウム協会及びアルミ缶リサイクル協会はパンフレットの作成・配布等普及啓発事業を実施。 ハ)環境教育ビデオ「生まれ変わる資源ごみ」の貸出し等を実施。 ニ)表彰 アルミ缶回収協力者表彰(昭和53年開始、平成11年度71件)、アルミ缶回収優秀校小・中学校)表彰(平成5年度開始、平成12年度56校)</p> <p>2 . 缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルの推進</p> <p>・アルミニウムのリサイクルにおいてProduct to Productを指した「非鉄金属系素材リサイクル促進技術開発」を実施。(平成5~平成14年度) ・CAN TO CAN率(実績) 平成11年度 75.8% (平成11年度低下理由：缶以外の自動車向需要などが増加) (平成10年度 79.0%) (平成9年度 73.3%)</p>	<p>(1)目標 ・平成14年度のリサイクル目標率(80%)に向け、事業系回収及び自治体回収の実態調査などの各種事業の推進。 ・今後とも引き続き実施。</p> <p>(2) リデュース・リサイクル対策</p> <p>回収ルートの整備・充実 イ)平成12年度に製作した自治体向け冊子を活用し、自治体分別回収の更なる拡充の要請等を実施。 ロ)今後とも引き続き実施。</p> <p>ハ)事業者廃棄物の実態調査の結果を踏まえて今後とも引き続き検討・実施。</p> <p>ホ)今後とも引き続き実施。 ヘ)平成12年度の調査結果を踏まえて更に詳細な調査を実施。</p> <p>薄肉化・軽量化の推進 今後とも引き続き実施。</p> <p>広報・啓発活動の推進(散乱対策を含む)</p> <p>イ)今後とも引き続き実施。</p> <p>ロ)今後とも引き続き実施。</p> <p>ハ)学校向け広報の強化により貸出し等を拡充。 ニ)今後とも引き続き実施</p> <p>2 . 缶から缶(CAN TO CAN)リサイクルの推進</p> <p>・循環型社会の構築に向けたリサイクル技術等の今後の取組方(戦略)についての検討を実施。 ・平成14年度のCAN TO CAN率80%達成に向け、アルミ缶スクラップからアルミ缶を製造までの一貫リサイクル化等の各種事業の推進。</p>

3. アルミ製容器包装の引き取り

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に関して、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミ製の容器包装について、その確実かつ円滑な引き取り体制の整備を図る観点等から、アルミ缶リサイクル協会は、関係業界と連携し、有償又は無償で引き取る。また、更なる回収の改善を図るため、回収率の低い事業系の分野を中心に回収率の向上のための検討を行う。

4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル

アルミ缶以外の容器包装リサイクル法の対象となるアルミキャップやアルミチューブ等についてもリサイクルを促進する。

3. アルミ製容器包装の引き取り

回収の改善を図るため、事業系回収の実態調査の実施

4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル

アルミキャップやアルミチューブなどの複合度の高いアルミ製品に適合した分別回収技術の開発を開始。

3. アルミ製容器包装の引き取り

・左記調査結果を踏まえて、引き続き取り組みを実施。

4. アルミ缶以外のアルミ製容器包装のリサイクル

・左記取り組みを引き続き推進。
・自治体回収の実態調査の結果を踏まえて、回収方法の検討。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
5 . プラスチック	<p>1 . リサイクルの促進 原材料としての利用が可能なプラスチック廃棄物については再商品化技術の開発、広報活動等、以下のような対策を講じ、再資源化の推進を図る。</p> <p>(1) 飲料用（酒類を含む）・しょうゆ用ペットボトル 再商品化施設の整備を推進する。</p> <p>再商品化能力拡大のための高効率リサイクル技術の開発を行う。</p> <p>再生ペットの新規用途開発を推進する。</p> <p>自治体の分別回収を支援するため、技術情報を提供するなど市町村の分別による回収率の向上を図るとともに、PETボトルのリサイクル能力の拡大を図る。</p> <p>PETボトルについて、リサイクル容易なボトルの製造（ボトル本体の単一素材化等）を促進する。 PETボトルのリサイクル率の数値目標を今年度中に設定する。</p> <p>PET to PETのリサイクルに向けたモノマー化リサイクルの実用化技術の開発を行う。</p> <p>(2) 発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材 目標：2000年までにリサイクル率35%（平成10年度31%）</p> <p>主要市場への溶融固化設備の導入を促進する（魚箱）。</p> <p>リサイクル拠点（エプシープラザ）を拡充・強化する。</p> <p>回収システムの拡充を図る。</p> <p>再生品の用途拡大を図る。</p> <p>(3) 塩化ビニール 農業用塩化ビニルフィルムについては、再生樹脂の用途拡大を図るとともに、2000年に60%のリサイクル率を目標とする。</p> <p>塩ビ製の管・継手・排水マスの再資源化率について建設廃棄物リサイクルに係る制度の動向を見極めつつ、その定義及び目標を含めた検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PETボトルのリサイクル施設の設置に対し、補助金、融資債務保証で支援 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるリサイクル再生処理技術の高度化を目的とする実証運転を終了した。 ・再生PET樹脂リサイクル推奨マークの認定商品数が251になった。（平成11年度175） ・平成11年度末のPETボトル分別収集自治体数1,214が平成12年度は分別収集計画市町村数が2,536に増加した。分別収集立案時の参考資料として「PETボトル分別収集の手引き」、「再利用品カタログ」等を配布した。 ・「第2種指定PETボトル自主設計ガイドライン」の見直し改定に取り組んできた。 ・平成11年度のリサイクル率は22.8%。数値目標は現行の分別収集計画が完全実施されることを前提として平成16年度のリサイクル率は50%以上とする。 ・ボトルtoボトルの研究開発で生産されたテスト品についてボトル成型のテストを行う。 ・平成11年度のリサイクル率は33.2% ・平成11年末80件 平成12年10月末84件 ・平成11年末142ヶ所 平成12年10月末146箇所 ・従来の加熱減溶システムに加え、溶剤減溶システムの技術レベルの評価。 ・再生品の用途拡大を図るため、海洋土木向け用途の試験に着手。 ・使用済み農ビの新処理技術の開発の一つとして塩ビ高炉原料化プロジェクトの実証テストを推進中。 ・リサイクル製品の用途開発のためリサイクル事業者に大型射出成型機の導入を支援し、土木資材（車止め）を上市した。 ・関係団体と協力して施設園芸技術展等でリサイクル製品のPR活動を積極的に展開中。 ・2000（12）年度のリサイクル率は拠点整備の遅れから53～54%の見込み ・使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため、以下のことを実施した。 ・リサイクル協力会社を、北海道と神奈川県に計2社追加し15社18拠点となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き各種支援策を要請していく。 ・リサイクル推奨マークの一層の普及とグリーン購入法の対象品として働きかける。 ・引き続き推進を図っていく。 ・改定予定のPETボトル自主設計ガイドラインを公表する。 ・目標を達成するために各種取り組みを行っていく。 ・実用化に向けて安全性評価を行う。 目標：2000（平成12年度）年までにリサイクル率35% ・2005（平成17年度）年に向けてのビジョンを平成13年5月を目標に策定する。（リサイクル目標数値を設定する） ・引き続き左記事業を推進していく。 ・リサイクル拠点を拡充・強化し、平成12年末150ヶ所 平成13年末160ヶ所にする予定 ・従来の加熱減溶システムに加え、溶剤減溶システムの技術レベルの評価と回収システムとして信頼性について動向把握する。 ・建材・土木向け用途の実用施工の推進 ・従来の加熱減溶システムに加え、減溶システムに加え、溶剤減溶システムの技術レベルの評価と回収システムとしての信頼性について動向把握する。 ・使用済み農ビの新処理技術開発・調査研究を継続して実施する。 高炉原料化プロジェクト セメント原燃料化プロジェクト ガス化プロジェクト ・再生用途開発のための共同研究を継続して実施する。 ・リサイクル設備のない地区の拠点整備を重点的に実施する。（東北地区、中部地区） ・使用済み硬質塩ビ管・継手のリサイクルを促進するため硬質塩ビ管・継手製造業を資源有効利用促進法の特定再利用業種に位置づける。

塩ビ工業・環境協会によるリサイクルに関する啓蒙・普及を図る。

(4) 発泡スチロール製流通用トレイ
高性能減容機を普及促進する。

再生品の用途拡大を図るため、普及・啓発を図る。

トレイ to トレイ等マテリアルリサイクル推進のための措置を講じる。

消費者や自治体に対する広報、啓発活動を行い、マテリアルリサイクルに適している「白色の発泡スチロール製食品用トレイ」の分別排出・収集の促進に努める。

2. ケミカルリサイクル等の推進

原料としてのリサイクルの可能性を拡大し、再商品化手法の多様化を図るため、プラスチック原料化、油化、ガス化、高炉還元、コークス炉原料化を引き続き推進する。

3. エネルギー回収利用の推進

原材料としてリサイクルすることが困難な場合等について、エネルギーとしての回収利用を図る。

(1) 廃プラスチックを原料とする燃料（廃プラ固形燃料等）を用いたエネルギー回収利用の普及を図るため、公的支援を受けつつ廃プラ固形燃料等を利用する施設や設備の導入に努めるとともに、情報提供等を通じた多面的な協力をを行う。

・通産省のモデルリサイクルシステム予算を受け、新潟にモデル中間集積場を設けリサイクルシステムの構築を行っている
・リサイクルの効率の向上を図るため廃棄物処理法の特例措置の活用を含めた検討を開始した。

・各種リサイクルに関するパンフレットを作成や地方自治体各種団体、ユーザー等関係先に説明会を開催、その他セミナーシンポジウム等の開催や各種展示会への展示を行ってきた。

・厚生省「プラスチック製容器包装分別収集の手引き（平成12年3月）」において、先進の自治体における高性能減容機の使用状況を紹介する等、その普及に努めた。

・再生品の用途拡大のため、グリーン購入法の特定調達品目に発泡スチロール製トレイ再生品を含めるべく作業部会において検討中。

・容器包装リサイクル法の対象として平成12年度に分別回収された、白色の発泡スチロール製トレイの再商品化（入札）について、マテリアルリサイクルを最優先として取り扱うこととした。

・平成12年度からの、プラスチック製容器包装についての容器包装リサイクル法への追加に伴い、市町村が率先的に白色の発泡スチロール製トレイを一般のプラスチック製容器包装と分別して収集することが可能となった。（平成12年度における市町村からの（財）日本容器包装リサイクル協会に対する白色発泡スチロール製トレイの引取委託申込量は、2,253トン）

・（社）プラスチック処理促進協会において、廃プラスチックの油化技術の普及及び生成油の用途開発のための活動を行った
・廃プラスチック熱分解油（ボイラ用）の標準情報（TR）作成を実施した。

・省エネ・リサイクル支援法に基づき、廃プラスチック類油化処理技術の研究開発に対する税制優遇措置により支援（平成5年度～）

・廃プラスチック油化処理設備に対する税制優遇制度により支援。（法人税：平成4年度～、固定資産税及び事業所得税：平成8年度～）

・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託を受け、化学会社、環境設備会社、（社）プラスチック処理促進協会が共同で廃プラスチックのガス化化学原料化技術の開発を終了。（平成10～12年度）

・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成を受け、製鉄会社、塩ビ工業・環境協会、（社）プラスチック処理促進協会が共同で廃塩化ビニルの高炉原料化実証事業を終了。（平成10～12年度）

・化学会社、塩ビ工業・環境協会、（社）プラスチック処理促進協会が共同で塩化ビニルを多量に含有する廃プラスチックをセメント原燃料として利用する技術開発を終了。（平成10～12年度）

・廃プラスチック固形燃料の製造・燃焼装置に対する法人優遇措置により支援。（平成4年度～）

・廃プラスチックを燃料として発電・熱回収する設備などの導入に対し、日本開発銀行等による融資制度による支援（平成5年度～）

・廃プラスチック固形燃料の標準情報（TR）（平成10年度

・新潟のモデルリサイクルシステムの結果を踏まえ全国に中間集積場の設置を図っていく。

・引き続きリサイクルに関する、啓発、普及を図っていく。

・今後とも高性能減容機の普及促進を図る。

・グリーン購入法の対象となる公的機関以外についても、再生品の用途拡大のための普及・啓発を図る。

・今後とも、白色の発泡スチロール製トレイについては、マテリアルリサイクルを最優先とする。

・平成13年度における市町村の白色発泡スチロール製トレイ分別収集量（引取委託申込量）は、大幅に増加することが見込まれている。

・廃プラスチック熱分解油（ディーゼル用）の標準情報（TR）の作成準備中。

・引き続き支援していく。

・引き続き支援していく。

・難燃性廃プラスチックの処理技術に関する調査を開始する。

・廃塩化ビニルの高炉原料化実証事業を継続する。

・サーマルリサイクル技術についてデータベースを作成する。

・引き続き支援していく。

・引き続き支援していく。

(2) 廃プラスチック燃料化等、エネルギー回収利用に係る必要な技術開

4. プラスチック廃棄物の減量化

(1) 新たな包装材料の開発、加工技術の開発等により包装材料削減を推進する。

(2) 容器包装リサイクル法完全施行に対し適切に対応するようにプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が推進を図る。

(3) プラスチックの識別及び材質表示に係るシステムを今年度中に整備する。

(4) 化粧品・洗剤等の詰め替え製品の推進など、製造事業者による容器包装の使用量の削減を引き続き推進する。

5. 組立加工製品製造業との連携

プラスチックのマテリアルリサイクル等を広範に実施するため組立加工製品製造業、プラスチック成型加工業とプラスチック素材製造業の連携を促進するための枠組みを構築し、それぞれの加工組立製品ごとのグレード数の削減について早急に検討を開始する。併せて材質表示の活用についてもその可能性を含め、検討する。

6. その他

(1) 生分解性プラスチックの開発・利用

環境中（土壌中）の微生物等によって分解され、自然環境に対する負荷を低減する「生分解性プラスチック」の開発、普及促進とそのため環境整備を図る。特に、農業分野や食品分野における利用促進を図るため、モデル事業を実施するとともに、有機系廃棄物のリサイ

）の普及を行った。

- ・複数の事業者が廃プラスチック等を原燃料化し又はこれを燃料として発電・熱回収を行う共同リサイクルセンター事業に対し、日本開発銀行等による出資制度を創設。（平成7年度～）
- ・廃プラスチックを燃料として熱供給を行うシステムの導入に対し事業可能性調査や事業の補助を行う「環境調和型エネルギーコミュニティ事業」により支援。（平成5年度～）
- ・民活法に基づき、廃プラスチック油化施設、再生資源を原材料とする燃料を利用した発電・熱供給施設等の設置に対し、補助金、無利子融資、日本開発銀行等による融資、産業基盤整備基金による債務保証等で支援する制度の創設（平成7年度～）
- ・一廃系廃プラスチックの燃焼試験を流動床式ガス化溶融炉で実施し、塩素系樹脂濃度が通常の2倍まで増加しても、有害物質の排出基準をクリア出来る事を確認した。
- ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、廃プラスチックをスラリー化し、燃料等を製造する技術の開発を行った。（平成7年度～平成11年度）

・容り法のその他プラスチックのストックポイント以降の輸送再商品化コストについて最小化を算出するシミュレーション法を開発した。

- ・産業構造審議会第17回容器包装リサイクル小委員会の参考資料のアンケート結果によると、回答者の半数以上が容器包装の使用削減に資する取り組みを実施又は検討中となっており、取り組み状況の上位は、容器包装等の軽量化、1商品の容器包装アイテム数の削減、簡易包装の実施となっている。
- ・指定法人による基準作成の支援。
- ・特定事業者、市町村、消費者に対して啓発活動。
- ・ホームページによる情報発信
- ・各省庁への提言
- ・健全な再商品化事業者に対するサポート活動

- ・各業界による表示に関するガイドラインを作成や異業種による情報交換
- ・識別表示マーク原版等の配布
- ・市町村・消費者に対しての啓発活動
- ・特定事業者からの相談対応

・容器包装リサイクル法表示における、業界ガイドラインを作成したことから、その説明会を開催して周知徹底を図っている。また、洗剤関連製品群については、平成7年～平成11年における詰替製品への転換率、プラスチック使用量の削減状況等をまとめて公表した。

- ・自動車業界等の組立加工製品製造業と連携し、材料回収、リサイクル技術、用途拡大等の研究を行い、再生実証等を実施
- ・パソコン業界に設置された「素材検討WG」において、意見交換・検討を開始。

バイオインダストリー協会において、安全性評価手法の調査検討を実施するとともに、食品包装材料としての安全性の検討を実施。安全性評価手法については、識別表示制度の中に反映され、食品包装材としての安全性検討の結果は、ポリオレフィン等衛生協議会のポジティブリストへ登録するための

・引き続き支援していく。

・引き続き支援していく。

・引き続き支援していく。

・継続して調査を行う。

・廃プラ固形燃料の標準化を実施する。国内外の現状を調査し、LCA的評価を行う。

・要望事業者に対して開発したソフトの貸出しを行う。

- ・引き続き左記活動を推進していく。
- ・引き続き左記活動を推進していく。
- ・引き続き左記活動を推進していく。
- ・引き続き左記活動を推進していく。
- ・引き続き左記活動を推進していく。

・引き続き左記活動を推進していく。

- ・引き続き左記活動を推進していく。
- ・引き続き左記活動を推進していく。
- ・引き続き左記活動を推進していく。

・引き続き左記活動を推進していく。

・引き続き使用済み製品中のプラスチックのリサイクルを促進するため、組立加工製品製造業との連携を図る。

・生分解性プラスチックの普及拡大を図るため、愛知万博でのモデルリサイクル事業実施等について検討を行う。

<p>クルの要請に対応する。</p>	<p>基礎データとなっている。 生分解性プラスチック研究会において、生分解性プラスチックの普及のためのシンポジウムを開催。 生分解性プラスチック研究会内に、識別表示委員会を設け、識別表示を開始。 研究開発及び製造設備の導入を行う企業に対し税制上、金融上の支援措置を実施。</p>	
<p>(2)プラスチック処理促進協会の活動の充実を図る。 技術開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石油化学製品の製造及び成形加工のL C Iデータ調査報告書を公表した。また、廃プラスチックの処理・処分に係るL C I分析を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価を行っていく。
<p>調査活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックの生産・廃棄・再資源化・処理処分状況等、廃プラ対策に必要な各種調査を実施し、結果を公表。(フロー図) 一般廃プラスチックの再商品化の為の調査として4カ所の自治体の分別プラスチックの組成調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続調査を実施する。 建築系廃棄物中のプラスチックの形状及び組成を明らかにし、再資源化の指針を得る事を目的に工事工程毎の廃プラ組成調査を実施中。
<p>助成・支援制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証によりプラスチックリサイクル産業の育成を図る。 大学・民間等のプラスチックリサイクル研究に対し助成し支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施する。 継続実施する。
<p>広報・啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 展示会の開催、各種広報資料作成等により、プラスチックリサイクルに関する広報活動を促進する。 広報媒体としてのインターネットの利用を重視し、協会のホームページの改定を実施した。 容り法の再商品化の方法を広く報せる為、油化ビデオに続き新作のガス化ビデオを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きプラスチックリサイクルに関する広報活動を促進する。 ホームページの充実を継続する。 今までに作成したビデオを活用し、容り法への理解を深め、普及していく。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置									
6 . 自 動 車	<p>1 . リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るために具体的方策を策定する。</p> <p>(1) 2002年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること。 新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)を、 2000年末に1996年の概ね2分の1、 2005年末に1996年の概ね3分の1を目標とすること。</p> <p>(2) 2002年以降のすべての使用済み自動車のリサイクル率85%以上を目標とすること。 2015年以降のすべての使用済み自動車のリサイクル率95%以上を目標とすること。 (注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、銅ラジエーター、バッテリーケーブル端子、鉛製ホイールバルンサ、ターメッキ鋼板製燃料タンクの除去などに努める。</p> <p>2 . リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。 併せてリユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>3 . バンパー等プラスチックのリサイクル推進に向けた素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進 (1) 自社製バンパーの回収・再資源化に取り組む。 (2) 廃バンパーのバンパー素材への再資源化研究を行う。 (3) 複数の事業者製バンパーの回収・再資源化研究に着手。 (4) バンパーのリユースに引き続き取り組むとともに、その他の製品について検討する。</p> <p>4 . 廃油、廃液、廃バッテリー、フロン等は、自動車製造事業者、販売事業者、整備事業者、解体事業者等関係者が、各々の役割に応じて適正処</p>	<p>1 . 「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」の策定に基づき、自動車業界としての「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を策定。これを受けて事業者毎の自主行動計画を策定。 ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 アジ化ナトリウム使用撤廃 ・使用済み自動車専用マニフェスト制度の構築に協力 ・CFCフロン及びエアバッグ・インフレーター回収・破壊システム構築 ・リサイクル促進センター設置に協力</p> <p>(1) 新型車リサイクル可能率90%は、定量的絶対評価が難しい等の理由により、製造事業者独自のリサイクル指標として表示。 ・鉛使用目標達成状況</p> <table border="1" data-bbox="1397 709 2125 894"> <thead> <tr> <th>目標年</th> <th>1999年市場投入 新型モデル数</th> <th>目標達成モデル数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2000年</td> <td>48モデル</td> <td>48モデル</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>48モデル</td> <td>13モデル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、使用済み自動車のリサイクル率向上に必要な基盤作りと整備に対する協力をを行い、リサイクル率目標達成に向け努力。 (注)一部の解体からシュレッディング段階までの1999年度の調査結果において81%強のリサイクル実行率を確認。</p> <p>2 . 資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品(リデュース)、指定再利用促進製品(リユース・リサイクル)の判断基準などの検討策定</p> <p>3 . 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を行い、再生実証等を実施。 (バンパ=石油化学工業協会・ワイヤハーネス=塩ビ工業・環境協会) ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化(1992年から実施)</p> <p>(1) 修理時に発生する自社バンパーの回収リサイクルを実施(99年度=約82万本回収) (2) (3) リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減 (4) 部品リユースが容易なユニットの脱着性を容易にする為の工夫(バンパー・内装品・リヤコンピランプ等)</p> <p>4 . 使用済み自動車からの適切な回収方法と再生技術の研究。 ・使用済み自動車の分解技術研究の推進。</p>	目標年	1999年市場投入 新型モデル数	目標達成モデル数	2000年	48モデル	48モデル	2005年	48モデル	13モデル	<p>1 . リサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に関する協力を継続。 ・リサイクル率、可能率の国際整合性の検証等の継続。 ・リサイクル品の用途拡大の研究継続。 ・HFC(代替)フロン回収・破壊ネットワークの構築 ・エアバッグ・インフレーター回収処理システムの構築継続</p> <p>(1) 左記鉛使用、2005年目標達成に向けた技術開発の推進継続。</p> <p>(2) 左事業を引き続き実施。</p> <p>2 . 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品、指定省資源化製品に位置づけ、3Rの促進を図る。</p> <p>3 . 左事業を引き続き継続 ・石油化学工業協会とプラスチック部品のリサイクルへの取り組みを継続 ・塩ビ工業・環境協会とワイヤハーネスのリサイクルへの取り組みを継続 ・回収インフラに伴うコスト圧縮の検討推進。</p> <p>(1) バンパーの回収の地域拡大・リサイクルへの取り組みを継続 (3) 複数の事業者製バンパーの回収・リサイクル研究を継続。 (4) 部品再利用促進等に資する取り組みを継続 ・ガラス回収システム、再利用先調査 ・廃バンパーの回収、再利用トライアル</p> <p>4 . リユース・リサイクル向上に必要な基盤づくりと整備に関する協力。</p>
目標年	1999年市場投入 新型モデル数	目標達成モデル数										
2000年	48モデル	48モデル										
2005年	48モデル	13モデル										

理に向けた取組を進めるとともに可能な場合についてはリユース・リサイクルを行う。

また、使用済みプラスチック等リサイクルが困難で可燃性の廃棄物については、熱処理による廃棄物の減量化及びエネルギーの回収を促進する。

5. プラスチックリサイクルは化学業界との連携を推進し、グレード数の削減 用途開発、リサイクルルートの開発等、検討を強化し、2000年中にその結果についてまとめる。

6. 回収段階における対策

(1) 放置自動車対策の推進

地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

(2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサイクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

(3) シュレッダーダスト対策

シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。

- ・特定フロンの回収処理システムの構築。
- ・シュレッダーダスト乾留技術実証実験を実施。
(2000/3月完了)

5. 化学業界と共同で、グレードの異なる廃バンパーを回収、破碎、混合し、リサイクル性検討の結果、グレード数のばらつきが合っても品質差は小さくほぼ同等の物性を示した。むしろ塗膜、異物混入等の影響の方が物性劣化の要因になり、リサイクルの観点からはグレード数の削減は関連が薄いことを確認した。

また、バンパーリサイクル材の物性的なバラツキを把握する事で、各社毎に使用可能な部品の検討を行った。

リサイクルルートの開発についても、異物混入を防ぐ為の品質検査が必須であることなどから、コスト的に障害が大きいことが確認された。

リサイクル容易なPP樹脂社内規格の削減

		95年 00年	
バンパ	PP	30	21種類
	PP以外	7	6種類

カスケード利用として、カバー類10数部品の利用を確認
廃バンパーからの再生樹脂(スプラッシュガード・エンジンカバー・デッキボード・エアクリナーケース・バッテリーケース等)

補修交換部品の回収はディーラからカーメーカのルートで実施。

6. 路上放棄車処理協力会の設置(1991年7月設置・継続)

(1) 地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。

・協力実績: 約11万7千台(91年8月~00年10月
年平均約14,000台)

(2) 販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進。

(3) 関連業界との協力によりシュレッダーダストの有効利用並びに減容化・安定化技術研究(1994年から)

・産業廃棄物処理処分の債務保証を行う産業廃棄物処理事業振興財団の基金への協力(1993年から)

(4) 自工会、部工会、関係事業者と共にCFCフロン回収・破

廃油・液類抜き取り分解技術研究成果の解体事業者への普及

- ・代替フロンの回収・破壊システムを新たに構築
- ・廃LLCのセメント水和剤としてのセメント工場向け引き取り回収インフラの検討

5. リサイクル材の需要拡大、適用部品拡大及びバンパーToバンパーリサイクル技術の更なる検討

バンパーリサイクル材コストの経済性改善検討

材料面及び設計面の開発推進のための易解体性に係る指標(標準化/基準化)の設定検討

6. 使用済み自動車の確実な回収ルートの構築

(1) 左事業を引き続き実施。

(2) 左事業を引き続き実施。

(3) 関係業界と協力してシュレッダーダストの管理型最終処分並びに一層のリサイクルの促進に向けた対策の推進

シュレッダーダストの処理施設整備の促進策の検討

シュレッダーダストの減容化・安定化対策
シュレッダーダストのリサイクル促進技術研究

・シュレッダーダスト熔融スラグの再利用研究

・高効率分別機の開発成果のシュレッダー事業者への普及(ダスト中の金属回収向上)

(4) 左事業を引き続き実施。

7. 自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進
- (1) 処理に関する相談窓口を設置する(販売店)。
 - (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

壊システムを構築

- ・登録事業者数 = 3,068 (2000年11月末現在)
- ・全回収・破壊処理実績 99年度: 202ト 18%
(内自工会: 126ト)

- (5) エアバッグインフレーター回収・破壊システムの構築
(99年10月より実証事業を開始)
- ・登録事業者数: 1,160 (01年1/1現在)
 - ・回収/破壊実績: 4,139個/2,337個
(99年12月~01年1/1現在)
 - ・エアバッグ車上一括作動容易性向上システム開発

7. ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施
- (1) 処理に関する相談窓口を設置(販売店)。
 - (2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。
 - (3) 使用済み自動車の専用マニフェスト制度の構築に協力。

8. 自動車リサイクル促進センターの設立への協力

・HFC(代替)フロンの回収・破壊ネットワークの構築

- (5) 左事業を引き続き継続実施。

- ・サイドエアバッグ等装着箇所増大を見越し、車上一括作動システム搭載車の拡大。
7. リサイクル情報の一層の提供とPR活動の継続
- (1) 左事業を引き続き実施。
 - (2) 左事業を引き続き実施。
 - (3) 左事業を引き続き実施。

8. 自動車リサイクル促進センターの着実な実施、更なる活用の検討
- ・特定フロン回収・破壊システム運営
 - ・マニフェスト発給
 - ・リサイクル関連情報提供(ホームページ開設)
 - ・エアバッグ・インフレーター回収・破壊システム運営
 - ・代替フロン回収・破壊システム構築
 - ・産業構造審議会自動車リサイクルWGにおける「法制化も視野にいれた検討」等新たなリサイクルシステムに向けた所要の業務推進

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置								
7. オートバイ	<p>1. リサイクル率の向上及びそれに資する有害物質の使用量削減 自動車製造事業者、部品製造事業者、解体事業者、シュレッダー事業者及び素材事業者等はそれぞれ役割を分担もしくは協力し(「使用済み自動車のリサイクル目標等」平成8年10月廃自動車処理・再資源化小委員会を参照)、下記を目標にリサイクル率の向上を図るため具体的方策を策定する。</p> <p>(1) 2002年以降の新型車のリサイクル可能率90%以上を目標とすること</p> <p>新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)を、1996年時点の使用量(車両重量210Kg級で80g程度)を増加させない。</p> <p>(2) 2002年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率85%以上を目標とすること。 2015年以降のすべての使用済みオートバイのリサイクル率95%以上を目標とすること。</p> <p>(注)販売事業者、整備事業者、解体事業者は、バッテリー、鉛製ホイールバランスの除去などに努める。</p> <p>2. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 部品の共通化の観点も含め、設計段階からリサイクルへの配慮、リユース容易な設計、省資源設計等リデュース設計を行うとともに他のリデュースの取組の可能性について検討を行う。 併せてリユース可能な部品使用及び補修部品としてのリユース部品の使用、並びにこれらを促進するための措置を講ずることとする。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>3. プラスチック部品のリサイクル推進に向けたプラスチックリサイクルの素材産業、部品製造事業者、自動車製造事業者の連携した取り組み促進</p> <p>(1) プラスチック部分のリサイクル対策の推進 (2) 素材メーカー等との連携によるリサイクル率の向上 (3) 化学業界との連携を推進しプラスチックのグレード数削減について検討し、2000中にその結果をまとめる。</p> <p>4. 回収段階における対策</p> <p>(1) 放置オートバイ対策の推進 地方公共団体における放置オートバイの回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。</p> <p>(2) 販売ルート等を活用した回収協力の推進、適正な処理の推進・リサ</p>	<p>1. 「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」の策定に基づき、自動車業界としての「リサイクル・イニシアティブ自主行動計画」を策定。これを受けて事業者毎の自主行動計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷物質/鉛使用削減の実施 ・使用済み自動車専用マニフェスト制度の構築に協力 ・リサイクル促進センター設置に協力 ・使用済み自動車の分解技術研究の推進。 <p>(1) リサイクル可能率は定量的絶対評価が難しい等の理由により、製造事業者独自のリサイクル指標として表示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛使用目標達成状況 1999年市場新型モデル全44モデルで達成済み <p>(2) 新型車のリサイクル性向上に向けた活動に取り組むと共に、使用済み自動車のリサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に対する協力をを行い、リサイクル率目標達成に向け努力。</p> <p>(注)一部の解体からシュレッディング段階までの2000年度の調査結果において、77.5%前後のリサイクル実行率を確認</p> <p>2. 資源有効利用促進法に基づく指定省資源化製品(リデュース)、指定再利用促進製品(リユース・リサイクル)の判断基準などの検討策定</p> <p>3. 関連業界等と連携した材料回収、リサイクル技術と用途拡大の研究を行い、再生実証等を実施。 (ワイヤハーネス=塩ビ工業・環境協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック部品に対する素材別統一マーキング化 (1992年から実施) <p>(1) (2)リサイクル容易な熱可塑性樹脂の採用拡大・種類削減</p> <p>(3)化学業界との連携を推進し、可能性を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル容易なPP樹脂社内規格の削減 <table border="1" data-bbox="1368 1570 2041 1696"> <tr> <td></td> <td></td> <td>95年</td> <td>00年</td> </tr> <tr> <td>カバー類</td> <td>PP</td> <td>35</td> <td>24</td> </tr> </table> <p>自工会活動を通じ、社内では設計審査や製品開発アセスメント等を通じてリサイクル容易な素材の選択を推進。</p> <p>4. 路上放棄車処理協力会の設置(1991年7月設置・継続)</p> <p>(1)地方公共団体における放置自動車の回収・処理に対し、業界が協力を行うための体制の継続推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力実績:約3万7千台(91年8月~00年10月年平均約4,000台) <p>(2)販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店</p>			95年	00年	カバー類	PP	35	24	<p>1. リサイクル率向上に必要な基盤づくりと整備に関する協力を継続。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル率,可能率の国際整合性の検証等の継続。 ・リサイクル品の用途拡大の研究継続。 (バンパー材のアンダーカバーへの適用、ガスカート端材の再生等) <p>(1)開発・設計段階で製品アセスメント制度を基に、リサイクル性、分解性、環境負荷物質の使用などについてチェック、更なるリサイクル向上に向け継続開発を進める。</p> <p>(2)左事業を引き続き実施。 車から取り外しやすく、材料毎に弁別しやすい部品設計にする。 リサイクルしやすい材料を開発し、使用拡大を図る。 戻ってくる材料は積極的に使用していく。</p> <p>2. 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品、指定省資源化製品に位置づけ、3Rの促進を図る。</p> <p>3 左事業を引き続き継続 ・塩ビ工業・環境協会とワイヤハーネスのリサイクルへの取り組みを継続</p> <p>(1)熱可塑性樹脂、アルミ部品などリサイクルが容易な素材の積極的使用拡大継続。 (3)左事業を引き続き実施</p> <p>(1)左事業を引き続き実施。</p> <p>(2)左事業を引き続き実施。</p>
		95年	00年								
カバー類	PP	35	24								

イクルの実施、販売店における廃車希望車の引取りを確実にする等販売店ルートによる回収を継続推進するとともに、マニフェストによる適正な処理・リサイクルの確保に努める。

- (3) シュレッダーダスト対策
シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。

5．オートバイの放置の未然防止のための広報・啓発活動の促進

- (1) 処理に関する相談窓口を設置する（オートバイ販売店）。
(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布を行う。

ルートによる回収を継続推進。

- (3) 関係業界との協力によりシュレッダーダストの有効利用並びに減容化・安定化技術研究（1994年から）

5．ホームページ・小冊子等活用し自動車の放置の未然防止のための広報・啓発活動を実施

- (1) 使用済みオートバイの専用マニフェスト制度の構築に協力
(2) ポスター・パンフレット等の作成・配布。

6．自動車リサイクル促進センターの設立への協力

- (3) 関係業界と協力してシュレッダーダストの管理型最終処分並びに一層のリサイクルの促進に向けた対策の推進
シュレッダーダストの減容化・安定化対策
シュレッダーダストのリサイクル促進技術研究

5．リサイクル情報の一層の提供とPR活動

- (1) 左事業を引き続き実施。
(2) 左事業を引き続き実施。

- 6．自動車リサイクル促進センターの着実な実施、更なる活用の検討
・マニフェスト発給
・産業構造審議会自動車リサイクルWGにおける「法制化も視野にいたした検討」等新たなリサイクルシステムに向けた所要の業務推進

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
8 . タ イ ヤ	<p>1 . 指 定 一 般 廃 棄 物 の 処 理 に 係 る 協 力 体 制 の 維 持 ・ 推 進 廃タイヤが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されたことを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を維持・推進する。</p> <p>2 . リ サ イ ク ル ・ リ ュ ー ス へ の 取 組 の 促 進 更生タイヤの需要拡大等リユースの推進策の為の技術的、経済的な観点から、関係団体も含め検討を行う。また、マテリアルリサイクルを推進するため、マテリアルリサイクルの数値目標を2000年度内に設定する。</p> <p>3 . リ サ イ ク ル 用 途 の 拡 大 発生する廃タイヤの再資源化(平成10年の有効利用率:約87%)の更なる促進のため、セメント焼成用・鉄鋼業用等のサーマルリサイクル(原・燃料利用)を維持・拡大しつつ、マテリアルリサイクルをより一層拡大するため、 ゴム粉の利用 再生ゴムの利用 化学分解生成物の利用 等の用途拡大(将来的にはタイヤtoタイヤ、道路の舗装材等への利用)を図るための技術開発を検討する。</p>	<p>(1) マニフェスト制度推進のため、小冊子「廃タイヤ管理票(マニフェスト)早わかり」を発行、説明会の実施とともに配布した。(平成11年4月)</p> <p>(2) 平成9年の廃棄物処理法改正により、マニフェスト制度の産業廃棄物への対象拡大を契機とし、タイヤ業界の自主的判断として全廃タイヤを対象にマニフェスト制度を適用した。(平成11年スタート)</p> <p>(3) 循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法等周辺の動きに即した活動、新規広域有効活用プロジェクトの開発、推進と安定供給体制の構築等を目的として製・販一体の新たな体制で臨む新組織「日本タイヤリサイクル協会(JTRA)」を設立した。(平成12年6月)</p> <p>(4) タイヤリサイクル総論、状況、技術、法律編(本編は平成13年1月完成)を分冊化したタイヤリサイクルハンドブックを製作、頒布した。(平成12年8月)</p> <p>(5) 特定事業者名簿の見直し・電子化とともに委託契約状況の把握と適正処理業者への委託指導の強化作業を開始した。(平成12年10月)</p> <p>・ J A T M A 内 に 「 更 生 タ イ ヤ W G 」 を 設 置 し 、 更 生 タ イ ヤ の 生 産 状 況 、 生 産 減 少 原 因 検 討 を 行 い 、 リ ュ ー ス を 推 進 す る た め の 技 術 面 (騒 音 、 燃 費 、 性 能 等) 、 経 済 面 か ら 現 状 の 問 題 点 、 課 題 、 今 後 の 取 組 方 を 関 係 団 体 と 協 議 、 検 討 。</p> <p>・ マ テ リ ア ル リ サ イ ク ル の 数 値 目 標 に つ い て は 、 リ サ イ ク ル 方 法 の 推 進 を 鋭 意 努 力 し 検 討 し て き た が 、 現 時 点 で は 効 果 的 な 推 進 策 が 見 出 せ て い な い 。</p> <p>・ ゴ ム 粉 、 再 生 ゴ ム 、 化 学 分 解 等 、 廃 タ イ ヤ リ サ イ ク ル 技 術 の 情 報 収 集 (日 本 特 許 、 海 外 論 文 、 国 際 会 議 等)</p> <p>・ 廃 タ イ ヤ リ サ イ ク ル 設 備 の 検 証 、 意 見 交 換</p> <p>・ 廃 タ イ ヤ リ サ イ ク ル 技 術 の う ち 、 検 討 テ ー マ の 絞 り 込 み 。</p>	<p>(1) 厚生省の「野積みされた使用済みタイヤ適正処理の基準」通知を受け、次の不法投棄等の未然防止対策を進めていく。 イ . 指 定 制 度 の 強 化 名簿のメンテナンス ロ . 改 正 廃 棄 物 処 理 法 に 沿 っ た 対 策 の 推 進 マニフェストの最終処分までの適用と確認、排出者責任の明確化PR、処罰の強化PR ハ . 大 口 有 効 活 用 先 の 維 持 と 開 発 ニ . 野 積 み タ イ ヤ の 適 正 処 理 状 況 の 定 期 的 な 把 握 と 自 治 体 と の 連 携</p> <p>(2) 野積みタイヤ処理には、次の対応で臨む。 イ . 処 理 先 幹 旋 (収 集 運 搬 、 中 間 処 理 業 者) ロ . 地 区 と の 連 携 (社) 「 全 国 都 市 清 掃 会 議 」 と の 連 携 に よ り 適 正 処 理 を 推 進 ハ . 県 対 策 協 議 会 県(地区)タイヤ販売協議会、県担当者、処理業者による事件対策と予防(現在、新潟、栃木2県のみ)</p> <p>・ 更 生 タ イ ヤ に 関 す る 調 査 (海 外 を 含 む)</p> <p>・ 課 題 の 具 体 的 な 推 進 計 画 の 立 案 と 実 行</p> <p>・ マ テ リ ア ル リ サ イ ク ル に つ い て 、 早 期 に 効 果 的 な 推 進 策 を 見 つ け だ し 、 実 行 可 能 と な っ た 場 合 を 想 定 し て 目 標 を 設 定 す る 。</p> <p>・ ゴ ム 粉 の 改 良 品 の 製 造 方 法 検 討</p> <p>・ 再 生 ゴ ム の 製 造 方 法 の 開 発 、 改 良 品 の 評 価</p> <p>・ 化 学 分 解 生 成 物 の 利 用 方 法 の 検 討</p> <p>・ 廃 タ イ ヤ リ サ イ ク ル 方 法 の 情 報 収 集 (継 続)</p> <p>・ 廃 タ イ ヤ リ サ イ ク ル 設 備 の 検 証 、 意 見 交 換 (継 続)</p> <p>・ 弾 性 舗 装 材 の 検 討</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
9 . 自 転 車	<p>1 . リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮 自転車アセスメントマニュアルの改定も視野に入れつつ、リユース・リサイクルの推進を図るとともに、リサイクル・リユース率を設定するよう検討する。また、長寿命化設計された部品の利用に努める。</p> <p>電動アシスト自転車について、これを再生資源利用促進法第1種指定製品に位置づけるよう検討する。</p> <p>2 . 自転車販売店・地方公共団体等と連携した使用済み自転車回収の推進及び放置自転車処理への協力 自転車販売店における廃棄希望自転車の引取りを継続推進するとともに、自転車環境整備促進協議会によるプレスパッカー車、自転車カッターを自転車販売店等に支援して共同回収処理事業の実施地域の拡大を図る。また、放置自転車の処理費用の軽減化を図るためプレスパッカー車を活用して地方公共団体への協力を行う。</p> <p>3 . 放置自転車の未然防止のための広報、啓発活動の推進 駅周辺における放置自転車の未然防止のための各種キャンペーンを推進する。</p> <p>4 . 長期使用の啓発・普及 学校、駅等で安全点検事業を推進する(販売店)。</p>	<p>自転車製品アセスメント・マニュアルガイドラインに基づき長期使用及び廃棄処分時の有害物質の発生を抑えるため使用部品に判断基準を設け、一部の自転車に採用している。 (平成12年度)</p> <p>電動アシスト自転車における軽量化及び環境に配慮し、高容量化を図るため、ニッケル水素電池を一部の自転車に採用している。</p> <p>メーカー、卸、小売店等が地方公共団体と協力し、ユーザーの使用済み自転車を小売店で引き取る集団拠点・店頭巡回回収事業を85地域で実施。(平成4～12年度) マニフェスト制度の運用の円滑化を図るため運用手引書(3万部)及び管理表(2万部)を作成、領布を実施。(11年度～) 廃棄自転車処理調査委員会において、大型小売店等の廃棄自転車の処理例、自治体における放置自転車の撤去及びその後の処理状況、破碎処理業者の例、中古自転車輸出業者の例、ニカド電池のリサイクル例の実態調査を実施。 (平成12年度)</p> <p>駅周辺における放置自転車の未然防止のための広報・啓発活動を実施(平成11年度37カ所) 放置自転車対策として駐輪場を設置。(平成11年度8自治体9カ所)</p> <p>全国の自転車小売店が学校及び自治体の公共施設等で自転車安全整備事業を実施。(平成11年度 3,179会場、約64.4万台)</p>	<p>引き続き推進</p> <p>電動アシスト自転車を資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に位置づけ、二次電池の取り外しが容易である構造の採用及び製品に二次電池を採用していることの表示を行うとともに、製品全体のリサイクル配慮設計についても検討を行う。 引き続き推進</p> <p>引き続き推進</p> <p>調査結果に基づき、業界関係者に対する啓発活動を実施。</p> <p>引き続き推進</p> <p>引き続き推進</p> <p>引き続き推進</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
10. 家電製品	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントマニュアルの見直し リサイクルに配慮した設計に加え、長寿命化設計（アップグレードなど）リデュース設計を行うよう製品アセスメントマニュアルを見直す。その際には、リサイクルし易い素材の選択、リサイクル材の活用、可能なものにおけるリユース部品の研究とともに、長寿命化設計された部品の使用についても検討する。</p> <p>(2) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済み製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。特に、化学業界との連携を推進しつつ、グレード数の削減について検討し、具体的な方策をまとめる。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく体制 平成13年度から施行される特定家庭用機器再商品化法において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には一層、原材料としての利用、部品としての利用、その他の再商品化等を促進していく。 なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売実態、法律の施行状況等を勘案しつつ随時追加を行っていくこととする。</p> <p>(2) 特定家庭用機器からのフロン回収等 特定家庭用機器再商品化法により、製造業者等は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロンの回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。</p> <p>(3) シュレッダーダスト対策 シュレッダーダストの分別、安全化対策等について関係業界を含め対応策の検討を行う。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し技術開発を行う。</p>	<p>1. 減量化・再資源化・処理の容易化のための事前対策の推進 ・財団法人家電製品協会において、平成3年10月作成の製品アセスメントマニュアルを平成6年10月に改訂し、今年度内の改訂に向けた見直しを行っているところ。 ・減容化、再資源化等の評価基準、プラスチック種類の削減についても、製品アセスメントマニュアルの改訂に向けた見直しを行っているところである。また、各事業者においても製品アセスメントを実施している。 ・なお、アセスメント対応製品の事例集の作成、業界のアセスメントへの取り組みを示したパンフレットの作成等によってこうした取り組みの周知、普及啓発を行っている。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 ・自治体の要請に基づいて廃家電製品の処理に協力すべく、改正廃棄物処理法の施行（平成7年3月）に伴って、廃家電品適正処理協力センターを発足させ、流通と一体となり適正処理協力事業を開始してきたところ。現在、平成13年度から施行される特定家庭用機器再商品化法にその役目が引き継がれ、平成12年度をもって同センターの事業は終息を迎えることから、事業最後の処理等を行っている。 対 象：冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機 累計回収実績：約11：775千台（2：392千台） 期 間：平成7年12月～12年3月（平成11年度） ・廃冷蔵庫からのフロン回収を促進すべく、要望のある自治体に対し、フロン回収機を供与。 実 績：供与台数816台（平成11年度 39台） 期 間：平成7年12月～平成12年3月</p> <p>・平成13年度からの家電リサイクル法の施行に向けて、特定家庭用機器のリサイクル及びフロン回収・破壊等のためにリサイクルプラント工場が設置されつつある。</p> <p>・シュレッダーダスト対策として、循環型社会構築促進技術実用化助成事業によりNEDOにおいて技術開発の公募を行っているところである。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 (1) 補助事業 21世紀に通じる処理技術の開発を目標に、国の補助を受けてモデル事業として、廃家電品一貫処理リサイクルシステムの開発を行った（高度AIシステムとLNG冷熱利用の破碎等を組み合わせた総合的な処理技術が特徴）。平成7年度から4年間の実証事業で総事業費は約46億円。</p>	<p>1. リデュース・リサイクルへの設計 製造段階での配慮 ・資源有効利用促進法の指定再利用促進製品、指定省資源化製品に指定し、リサイクルに配慮した設計に加え、長寿命化設計等のリデュース配慮設計等を推進する。そのため、製品アセスメントマニュアルの年度内改訂に向け見直しを行う。 その際には、リサイクルし易い素材の選択、リサイクル材の活用の研究とともに、長寿命化設計された部品の使用についても検討する。 ・使用済み製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類の削減、材質表示等の対策、グレード数の削減について、各事業者において製品アセスメントを設定し、推進する。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 ・平成13年度から施行される特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）において対象製品として指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、小売業者による引取り及び製造事業者等における再商品化が着実に実施されることを確保するとともに、中長期的には、製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるためのリサイクル容易設計等及び技術開発等により、リサイクル率の一層の向上を図っていくこととする。 なお、上記4品目以外については、同法施行後の製品の普及・廃棄の状況、再商品化の技術水準の向上、小売業における販売の実態、法律の施行状況等を勘案しつつ、製品の追加の検討を行っていくこととする。 ・家電リサイクル法により、製造事業者は、再商品化等と一体的に行う事項として冷媒フロン回収、破壊等が義務づけられており、フロンの適正な回収、処理を進める。また、同法により義務づけられていない断熱材フロン対策を積極的に推進するための技術開発を促進する。 ・シュレッダーダスト対策については、公募により技術開発が行われ、得られる成果等に基づき、適切な対応について関係業界と協力しつつ検討を行う。</p> <p>3. 廃家電製品の処理容易化・リサイクル促進のための技術開発 ・廃家電製品の処理容易化・リサイクルの向上を図るため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し廃家電プラスチックの高度分別技術の開発、家電リサイクルプラントにおける新切断工法による効率的なリサイクル処理技術の開発等の技術開発テーマを民間企業等から公募し、技術</p>

4. 長期使用の促進

家電製品の長期使用を促進するため、製品を修理してリユースすることを促進するため補修用性能部品の保有指導のための検討を行う。
家電修理技術審査事業等による修理体制の充実
長期使用製品の安全点検の普及啓発
適正な修理価格の設定
保険の活用
等の活動を引き続き実施する。

5. その他

衣類乾燥機、電子レンジ等の構造的に複雑性を有する製品についてリサイクル容易な設計を促進するという観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づける。

対象：冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機
処理実績：約17千台

(2)自主事業

ブラウン管リサイクル実証研究の実施

実績：平成6年度～9年度

期間：約248千台

廃冷蔵庫フロン回収実証研究の実施

実績：平成8年度～9年度

期間：約38千台

上記補助事業で得られた成果については、家電リサイクル法の施行に向けて設置が進められている家電リサイクルプラントに活かされつつある。

4. 長期使用の促進

・廃棄物の発生抑制を主眼に、現在使用中の家電製品の長期使用及び製品の安全点検を促すパンフレット、ビデオ等の媒体による各種啓発事業を実施。
・家電修理技術審査事業を現在見直ししており、平成13年度から、修理技術の拡充及び製品知識等も追加した新たな審査事業を目指し検討を行っている。
・補修用性能部品の保有については、修理の提供、修理価格、保険の活用も含め、関係業界団体等と検討を行っている。

5. その他

旧法の第一種指定製品に指定されている家電4品目と衣類乾燥機、電子レンジについて、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定省資源化製品に位置づけられることから、業界団体等の意見を踏まえ政省令の判断基準省令(案)の作成を行っている。

開発を行う(NEDO)。

4. 長期使用の促進

・平成12年度に家電修理技術審査事業の見直しを行い、修理に従事する者の技術知識等の向上を図るとともに、長期使用に伴う製品の安全点検の普及啓発、修理の提供のあり方に関する検討を行う。

5. その他

・構造的に複雑性を有する電子レンジ、衣類乾燥機については、リサイクル容易な設計の促進の観点から、資源有効利用促進法指定再利用促進製品に位置づける。また、廃棄物としての発生自体を抑制するため同法の指定省資源化製品にも位置づける。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
11. スプリングマットレス	<p>1. 減量化・処理の容易化のための事前対策 製造メーカーにおける処理の容易化に配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、廃棄物処理法上の許可の発出状況（事業者の処理体制の整備状況）を前提としつつ、全日本ベッド工業会においてリサイクル法第一種指定についての検討を行う。</p> <p>2. 廃棄段階における対策 (1) 指定一般廃棄物の処理に係る協力体制の構築 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による指定一般廃棄物に指定されたことを受け、市町村の適正処理を補完するために必要な体制を構築する。</p> <p>(2) 処理技術の普及 破碎処理技術の導入・普及を図る。</p> <p>3. 広報活動の促進 (1) 処理に関する相談窓口を全日本ベッド工業会に設置する。 (2) 処理に関する広報を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年2月、全日本ベッド工業会において、同工業会会員企業経営者に対し、減量化、処理の容易化のための製品アセスメントの推進が図られるよう要請。 ・廃棄物処理法上の許可の発出状況（事業者の処理体制の整備状況）を前提としつつ、全日本ベッド工業会において資源有効利用促進法指定再利用促進製品についての検討を行う。 ・事業者が収集した廃スプリングマットレス（一般廃棄物）の処理を行うためには、廃棄物処理法上、(1)「事業者」に対する厚生大臣の許可のみならず、(2)「処理施設」に係る許可が別途必要。 ・まず、(1)に関して、単独メーカーによる取組に対しては平成11年6月29日付けで許可が下りたが、全日本ベッド工業会全体での取組については、申請から2年以上経過した現在においても、厚生省（環境省）の手続きが全く進んでいない。 ・かかる状況に加えて、(2)「処理施設」に係る許可についても滞っている（現在のところ処理可能な委託先である産廃業者が、既存の施設等を活用して処理を行う場合であっても、「一般廃棄物」処理施設の許可を取得する場合には、別途同許可をとる必要があるが、県が、同許可を行うにあたって意見聴取した市からの合意が容易に得られない例が見られる） ・民間事業者により中間処理にかかる設備の開発が行われたものの、破碎後の処理を行う予定の施設の許可が上記のような理由で滞っていることから、導入は図られていない。 ・全日本ベッド工業会相談窓口において、消費者、販売事業者等からの廃スプリングマットレスに係る問い合わせに対し廃棄物対策の進捗状況の説明等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本ベッド工業会において、引き続き啓発普及活動を実施。 ・事業者に対する厚生大臣許可のうち、全日本ベッド工業会全体での取組についても、平成10年11月に提出された許可申請が、2年以上経過した現在においても未だに手続きが滞っており、一刻も早く必要かつ明確な措置を講ずるよう環境省に一層要請する。 ・法律上、都道府県、市町村等の複雑な関与が伴う(2)「処理施設」にかかる許可についても、スプリングマットレスの処理の全国的な逼迫状況に鑑み、簡易・迅速かつ協力的な運用を行うよう環境省及び自治体に強く要請する。 ・また、既に許可を得ている「産廃」施設について「一廃」施設としての許可申請を行う場合には、産廃施設許可の際確認された事項については再度の確認を省く（データ、判断等の受入れ）等、簡易・迅速に許可が行われるため必要な措置を講ずるよう要請する。 ・法令上、一般廃棄物処理施設の許可要件である「処理能力」に関する現行の解釈では、当該施設の「潜在的」能力を基に判断しているが、適正処理困難物を産廃施設の許可を受けた施設で処理しようとする場合には、施設の適正処理困難物の搬入量も踏まえた判断を行い許可を不要とする等、必要な措置を講ずるよう要請する。 ・引き続き全日本ベッド工業会相談窓口において廃スプリングマットレスの回収・処理の円滑な実施を図るため、消費者、各地方自治体、販売事業者等からの相談等への対応、情報提供等を実施する予定。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
12. 大型家具	<p>1. 減量化・再資源化・処理の容易化のための事前評価の推進 社団法人ニューオフィス推進協議会による「製品アセスメントマニュアル」(スチール家具等)及び産業構造審議会の「再生資源の利用の促進等に資する製品設計における事前評価マニュアル作成のためのガイドライン」を踏まえ、各事業者は、オフィス家具の製品アセスメントマニュアルを作成する。</p> <p>2. 回収ルートの整備及びリサイクル、リユースの促進 (1) 木製家具のリユースの推進について検討を行なう。</p> <p>(2) 金属製家具については、リサイクル容易な構造とするとの観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけることについて検討するとともに、事業者ルートによる回収システムの構築及び円滑化を通じたリユースの取組について関係者による検討の枠組みを設置する。</p> <p>(3) 社団法人日本オフィス家具協会に加え、全国家具工業組合連合会に相談窓口を設置する。</p> <p>3. 表示に関する研究 (1) 業界団体において家庭用品品質表示等の解説書を作成し表示内容の統一を図る。</p> <p>(2) 処理を容易にするための表示方法を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 販売先及び木製家具産地に対して表示内容の教育指導を推進する。</p>	<p>・平成8年4月、(社)日本オフィス家具協会において、環境対策として、製品アセスメント、再資源化、表示等を含めた「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を策定し、同協会会員に周知した。</p> <p>・(社)全国家具工業連合会において、廃棄木製家具のリサイクルボード化の研究について検討するため、木製家具産地のリサイクルに関する取り組み状況について把握。</p> <p>・(社)日本オフィス家具協会において、資源有効利用促進法指定再利用促進製品及び指定省資源化製品指定に向け、アセスメントガイドラインを作成した。</p> <p>・(社)日本オフィス家具協会内の廃棄・再資源化対策委員会において、平成6年度に策定した同協会会員企業向け「オフィス家具の廃棄回収マニュアル」により都道府県単位で同協会会員企業を主体とした「リサイクル担当」窓口を設置。</p> <p>・(社)全国家具工業連合会に、木製家具の廃棄・再資源化に係る相談窓口を設置。</p> <p>・(社)全国家具工業連合会において、木製家具の材料表示方法について検討中。</p> <p>・一部販売先に対して表示内容の確認を行なった。</p>	<p>・資源有効利用促進法の指定省資源化製品、指定再利用促進製品に位置づけ、その判断基準に合わせて左記ガイドラインの見直しを行う。</p> <p>・(社)全国家具工業連合会において、既存の販売ルートによる回収体制の整備・拡充等について検討。 また、廃棄木製家具のリサイクルボード化実現に向けた技術面、コスト面、品質面について調査・検討する予定。</p> <p>・資源有効利用促進法の省令の判断基準等を踏まえ、アセスメントガイドラインの見直しを行う予定。</p> <p>・(社)日本オフィス家具協会において、「オフィス家具の環境対策ガイドライン」を同協会会員に対し、引き続き啓発・普及活動を実施していく。</p> <p>・左記事業を引き続き実施。</p> <p>・左記事業を引き続き実施。</p> <p>・左記事業を引き続き実施。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
13. カーベ ット	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システムの構築 日本カーベ ット工業組合が中心となり、関係団体とカーベ ット等廃棄 ・易リサイクル研究会を発足し、以下の技術開発、調査、回収システム の構築を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理、再資源化に当たり応用可能な技術の絞り込みと実験及 び再利用用途の研究。</p> <p>(2) 処理する際の複合素材の分離技術の開発。</p> <p>(3) 再資源化・処理が容易なカーベ ットの研究、開発。</p> <p>(4) 回収システムの構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(5) 再生 P E T 樹脂の利用の促進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 日本カーベ ット工業組合において、以下の広報・啓発活動を行う</p> <p>(1) 日本カーベ ット工業組合事務局（大阪）に、処理に関する相談窓口 を設置。</p> <p>(2) 消費者への啓発活動（リサイクル意識の向上等のためのポスター・ パンフレットの作成等）。</p>	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための技術開発・回収システム の構築</p> <p>(1) 日・米・欧のカーベ ットリサイクル実態調査を実施。 （平成 1 1 年度）</p> <p>(2) カーベ ットリサイクルの技術開発、回収システムについ ての現状、課題、問題点等の検討。（平成 1 2 年度）</p> <p>(3) 欧米におけるカーベ ットリサイクル施設及び処理技法に 関する実態調査を実施。（平成 1 1 ~ 1 2 年度）</p> <p>(4) 以下のカーベ ットリサイクルの技術開発の実施。 使用済みタイルカーベ ットのリサイクル実証実験を実施 中。（平成 1 2 年度） 使用済みカーベ ットの合板の技術開発を実施するととも に、商品化への課題等を検討。（平成 1 1 年度）</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 日本カーベ ット工業組合において、以下の広報・啓発活動 を行う。</p> <p>(1) 日本カーベ ット工業組合事務局（大阪）に、処理に関す る相談窓口を設置。（平成 1 2 年度）</p> <p>(2) 消費者への啓発活動（業界紙等による啓発）を実施。</p>	<p>1. 処理の容易化、再資源化のための 技術開発 ・回収システムの構築</p> <p>(1) 回収システムの構築のための調査研究事業 の推進。</p> <p>(2) 左記(4)の使用済みカーベ ットリサイクル実 証実験などの成果を受けて、その商品化を推 進。</p> <p>(3) パイル部と基布部の分離が容易、構成素材 が全て同一など、易リサイクルカーベ ットの 開発。</p> <p>(4) 再生 P E T 樹脂や再生繊維を取り入れたカ ーベ ットのグリーン購入法・特定調達品目へ の指定によって、官公需によるリサイクル・ カーベ ットの調達を推進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 日本カーベ ット工業組合事務局（大阪）に 設置された相談窓口において、消費者等から の相談等を引き続き行う。</p> <p>(2) 消費者へのさらなる啓発活動を推進。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
14. 布団	<p>1. 回収及び処理方法の開発等 全日本寝具寝装品協会が中心となり、関係業界と協力しながら以下の 開発・研究を行う。</p> <p>(1) 広域回収システム構築の検討を行い、すみやかに方向性を示す。</p> <p>(2) 再利用用途（収油資材、断熱材、反毛フェルト、燃料等）の開発・ 研究。</p> <p>2. 広報・啓発活動等の促進</p> <p>全日本寝具寝装品協会において、以下の調査及び広報・啓発活動を行 う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する調査。</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に、処理に関する相談窓口を 設置。</p> <p>(3) 消費者への啓発活動（リサイクル意識の向上等のためのポスター・ パンフレットの作成等）。</p>	<p>1. 回収及び処理方法の開発等</p> <p>(1) 使用済みふとんの回収・リサイクルに関する卸売業界の 意識・実態調査を実施。（平成 1 0 年度）</p> <p>(2) 寝具専門店におけるふとん回収・リサイクルに対する考 えと今後の対応についての調査を実施。（平成 1 1 年度）</p> <p>(3) ふとんの資源化技術調査と資源化実験を実施。 （平成 1 1 年度）</p> <p>(4) 廃棄ふとんの破砕機及び固形燃料（ R D F ）を製造する 成型器の開発（「廃棄寝具のサーマルリサイクル技術の開 発」）を実施。（平成 8 年度）</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進 全日本寝具寝装品協会において、以下の広報・啓発活動 を行う。</p> <p>(1) 廃棄物処理に関する行政施策、産業界、市民の意識、技 術動向についての調査を実施。（平成 1 1 年度）</p> <p>(2) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に、ふとん廃棄物 の処理に関する相談窓口を設置。（平成 1 2 年度）</p> <p>(3) 消費者への啓発活動（業界紙等による啓発）を実施中。</p>	<p>1. 回収及び処理方法の開発等</p> <p>(1) ふとん素材の関係団体とのリサイクル事業 の共同研究の検討。</p> <p>(2) 素材を含めた易リサイクルふとんの商品開 発。</p> <p>(3) 官公需によるリサイクル寝具寝装品の調達 促進のため、グリーン購入法・特定調達品目 への指定を検討。</p> <p>(4) 左記の調査結果等を受けて、ふとんのリサ イクル推進に向けて R D F 化も含めた再生用 途の開発を推進。</p> <p>2. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 全日本寝具寝装品協会事務局（東京）に設 置された相談窓口において、消費者等からの 相談等を引き続き行う。</p> <p>(2) 業界紙等を通じて、左記(1)の調査結果など リサイクルに関する情報提供を行うとともに 、消費者へのさらなる啓発活動を推進。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
15. 乾電池	1. 水銀電池の生産を中止したものの、未廃棄分の回収促進を図るため、販売店に回収箱を設置し、無償で回収を行うとともに、水銀電池の回収・再資源化を促進する事項について、積極的に広報・啓発活動を行う。	11年度は10000個のボタン電池回収箱を作成し、各電器店、補聴器販売店等に配布し、回収協力の呼びかけ、PR等を行った(平成9年度以降約70000個の回収箱を配布)	引き続き回収箱等による回収システムの促進維持に努める

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
16. ニカド電池等	<p>目標：2000年までにニカド電池の回収率40%以上</p> <p>1. 回収システムの抜本的な強化の検討 ニカド電池の回収率向上のため、回収システムの抜本的強化を図る措置を検討する委員会を設置する。</p> <p>2. 表示の実施・回収システムの整備等 1. の内容を踏まえ、適宜見直すが、それまでの間、以下の内容を実施する。 (1) 表示の実施 再生資源利用促進法第二種指定製品の規定に従い、ニカド電池であることの表示を行う。また、充電式電池4種の分別を容易にするため識別色表示を推進する。 (2) 回収システムの整備 ニカド電池の回収を促進するため、回収箱の設置数を増やす。 (注)ニカド電池である旨の表示は実施済み。識別容易化のための色表示を推進する。 (3) 広報・啓発活動の促進 消費者に対し、販売店等において無償でニカド電池を引き取ることその他ニカド電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動を行う。</p> <p>3. ニカド電池使用機器に係る対策 (1) ニカド電池を使用する機器が再生資源利用促進法の第一種指定製品の規定に従い、ニカド電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書へニカド電池使用機器であることの表示等を行う。 (2) ニカド電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を検討する。</p> <p>4. 小型シール鉛蓄電池については、ニカド電池の回収ルートを利用し回収を行う。</p>	<p>資源有効利用促進法の制定にあわせて、小形二次電池の回収・リサイクルの効率的な実施の検討を行ってきた。これと平行して従前のおり、電池工業会が作成した小形充電式電池リサイクルプログラムに基づき、回収強化、リサイクルの促進を行ってきている。</p> <p>1. 表示 再生資源利用促進法の第二種製品の指定に基づき関連の表示を実施。 また、使用機器においては同法の第一種指定製品の指定に基づき取り外し容易設計を実施。</p> <p>2. 回収ルートの拡大・強化 ・小形充電式電池リサイクル協力店への入会促進 98年2月9,061店 99年9月12,561店 00年10月30000店 ・各回収ルートの開発及び回収強化 機器メーカーの拡大・強化 大型量販店、スーパー、工具店等販売ルートの拡大・強化 自治体ルートの開発・強化 回収業者ルートの開発</p> <p>3. 広報啓発活動 ・各種のニカド電池リサイクルキャンペーンを実施 ・各種リサイクル関連イベントへの出席 ・業界紙等への広報活動の実施</p> <p>4. ニカド電池と共に、小形シール鉛電池、その他小形二次電池回収も併せて実施</p>	<p>資源有効利用促進法の指定再資源化製品に小形二次電池が指定される見込みであり、このため充電式電池の回収率の向上のため以下の点を中心に検討・具体化を図り、回収・リサイクルを運用していく。</p> <p>1. 表示 指定表示製品(予定)の規定に伴い、従来のニカド電池に加えニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小形シール鉛電池も表示対象とする。 表示方法については、現在のニカド電池と同様にリサイクルマーク(メビウスループ)の下にそれぞれの電池を識別するための記号を表示する。</p> <p>2. 回収体制の整備及び回収率の向上 (1)電池メーカーにおいては自社で製造した電池について、実効のある回収体制を整備し、リサイクルを実施する。 ・リサイクル協力店加入促進及び質的拡充 ・回収ルート・拠点の拡充(自治体も含む) ・経済的手法の導入 ・自治体からの引取ルールの整備 (2)使用機器メーカーにおいては、自社製品に使用した小形二次電池を回収し、リサイクルを実施する者に引き渡す体制を整備する。 ・小形二次電池を使用する機器の保守、修理等を行う事業者と協力を求めながら、業務に際して取り外した小形二次電池を確実に再資源化事業者へ引き渡す体制を構築する。 ・小形二次電池を使用しているリース方式の機器、業務用の機器等において、機器別の流通ルートによる回収システムの構築を図る。</p> <p>3. 広報・啓発活動の促進 電池メーカー及び使用機器メーカーは、消費者等に対し、販売店等において無償で小形二次電池を引き取ること、小形二次電池の回収・再資源化の必要性等について、広報・啓発活動を更に強化する。</p> <p>4. リサイクル容易化への配慮 指定再利用促進製品(予定)の規定に従い、電池の回収・リサイクルを容易にするため、機器からの取り外しの容易化、機器本体及び取扱説明書へ小形二次電池使用機器であることの表示等を行</p>

う。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
17. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	<p>広報・啓発活動の促進</p> <p>1. 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、製造事業者等が回収・処理に積極的に関与し、消費者から無償で引き取る体制の構築等、回収・処理ルート of 拡充に努めるとともに、フリーライダー対策を進める。</p> <p>2. 消費者に対し、販売店等が無償で引き取ること、その他自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池の回収・再資源化について、積極的に広報・啓発活動を行う。</p>	<p>1. 販売店での無償引取の推進 ほぼ100%の回収率を達成</p> <p>2. リサイクル関連イベントへの出展</p> <p>3. 業界紙等への広告等の掲載</p> <p>4. 在日米国大使館担当官へ、我が国の鉛リサイクルシステムの現状と問題点について説明し、理解を求めた。</p> <p>5. 自動車リサイクルシステムの中でのバッテリーリサイクルの位置づけ等について関係者と意見交換実施</p>	<p>1. 販売店での無償引取の推進</p> <p>2. リサイクル関連イベントへの出展</p> <p>3. 業界紙等への広告等の掲載</p> <p>4. フリーライダー対策の検討</p>

品目名	現行ガイドライン	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
18. カセットボンベ	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、カセットボンベの廃棄方法について、国、地方自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）の検討を行うとともに廃棄方法について従来どおり広報を行う。</p> <p>2. 技術開発 (1) 製造事業者において、内部にガスを残さず使い切り易いカセットボンベの開発を行う。</p> <p>(2) 製造事業者において、カセットボンベの内部のガスを残さず使い切り易いカセットこんろの開発を行う。</p>	<p>・カセットボンベの安全廃棄の啓発事業を実施。 テレビCM 全国新聞、雑誌に掲載 消費者向けのパンフレットの作成 地下鉄の電飾看板 プロ野球プレイヤーズ名鑑に掲載 カセットこんろにパンフレットを同梱</p> <p>・「使い切ってから捨てていただく」ことを記載した媒体を用いて、100%実施している。</p> <p>(1) ガス成分の一つのイソブタンの含有率を増やすことにより、気化のし易いボンベの試験を検討中。</p> <p>(2) カセットこんろについては、ボンベの加温装置（「ヒートパネル」、「ヒートパイプ」でバーナの熱をボンベに伝え、ボンベを加温することで、気化しやすくさせるための装置）を検討中。</p>	<p>1. 安全廃棄の啓蒙事業について、引き続き実施していく予定。</p> <p>2. (1)(2)とも技術開発について、引き続き検討を行う。</p>

品目名	現行ガイドライン	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
19. エアゾール缶	<p>1. 廃棄方法について 廃棄物の適正な処理を確保するため、エアゾール缶の廃棄方法について、国、地方自治体、事業者の統一した排出・回収方法（「使い切ってリサイクルへ」）の検討を行う。</p> <p>2. 身入缶の適正処理対策 塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について廃棄、回収・リサイクルの実態を調査し、費用負担も含めた地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化、処理主体と処理設備の整備や事業者による処理の可能性についても検討を行う。 さらに、それぞれの内容物毎の使い切り方法の情報提供を行う。</p> <p>3. 資源リサイクルへの対応 容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。また、鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。</p> <p>4. 在庫品等の回収 流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p>	<p>・通商産業省委託事業として「エアゾール缶等排出実態調査」実施。（特定2地区で自治体と協同で「使い切ってから穴を開けずに排出する」旨の広報活動を行い、排出缶の使い切り率の向上を得た。）（平成11年度）</p> <p>・各自治体でのエアゾール缶等の回収状況、処理方法、リサイクル状況を把握し、自治体と協力してリサイクルシステムを構築していくための全国3,251の自治体へのアンケート調査実施。（平成12年度）</p> <p>・内容物毎の使い切り方法について、エアゾール製品処理対策協議会で引き続き検討。</p> <p>・東京都23区のエアゾール缶等の廃棄指導変更（使い切って排出する）に伴い、エアゾール製品処理対策協議会として、消費者からの問合せの対応、処理に関する製品の問合せ先表示の徹底を申し合わせ。（平成11年度～）</p> <p>・容器包装リサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造の検討と、一部製品での実施。（平成10年度～）</p> <p>・鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示、プラスチック部品を取り外し易くした構造等容器包装リサイクル推進のための「エアゾール製品の易リサイクル設計マニュアル作成WG」設置検討開始。（平成12年度）</p> <p>・製品の流通経路を逆に利用して、エアゾール製品製造・販売事業者又は充填事業者において、自ら又は産業廃棄物処理事業者へ委託して適切に処理している。</p>	<p>・全国の自治体のアンケート調査結果に基づき、協同活動可能な自治体を選定して「使い切ってリサイクルへ」の広報活動実施の検討。</p> <p>・全国自治体アンケート調査結果の情報提供の検討。</p> <p>・通商産業省委託事業での調査地区のフォローアップ。</p> <p>・インターネットを活用した広報活動の検討； - 日本エアゾール協会のHPの開設 - 関係団体・関係企業HPリンクによる内容の充実</p> <p>・身入缶処理技術の検討</p> <p>・全国の自治体のアンケート調査結果を踏まえての適正処理対策の検討</p> <p>・「エアゾール缶の易リサイクル設計マニュアル」の作成</p> <p>・引き続き回収と処理を図る。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
20. 小型ガスポンペ	<p>広報啓発活動の促進 廃棄物の適正な処理を確保するため、消費者に対し中身が残った状態で液化石油ガスポンペを廃棄することは高圧ガス取締法により禁止されており罰則が適用される旨について、積極的に広報啓発活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭等において使用される小型LPガスポンペの廃棄段階における事故防止の周知のため、LPガスの販売業者団体がLPガス販売業者に対し、 容器が不用になった場合は、一般のごみと一緒に捨てないで購入したLPガス販売店に持ち込むこと、不明の場合には最寄りの販売店、都道府県、都道府県LPガス協会等へ連絡することを内容とする「容器の取り扱いについて(お願い)」のシールを容器に添付し販売すること 消費者から不用となった容器の廃棄を依頼されたときは、その容器が自社で販売したものか否かに関わらず、それを受け取り適正に処理すること。 について協力要請を実施。 不用になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して、周知リーフレットの配布や新聞広告等により消費者に対し広報を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記事業を引き続き実施 左記事業を引き続き実施

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
21. 消火器	<ol style="list-style-type: none"> 回収・リサイクル体制の整備 業界による回収、処理の実施を引き続き継続するとともに、消防庁内に設置した「消防用設備等・省エネ対策調査研究委員会」において回収品の再生・再利用に係る調査研究を行い、リサイクルの推進方策を検討し、平成9年度80%(工業会推計値)の回収率を2000年に向け更に引き上げるよう努力する。 不法投棄対策に係る協力 不法投棄案件については、業界団体による処理マニュアルの作成・配布等地方公共団体に対する支援措置を検討する。 	<ol style="list-style-type: none"> 回収・リサイクル体制の整備 業界団体において、回収、処理を継続して行うとともに、パンフレット等を用いたPRを行い、平成9年度80%(工業会推計)の回収率の引き上げに努めてきた。 消防庁においては、平成12年度より学識経験者等からなる委員会を設置し、消火器リサイクル・リユースに係る技術的・政策的課題の調査・検討を行っている。 不法投棄対策に係る協力 業界団体による処理マニュアルの作成・配布を行うとともに、地方公共団体が回収した消火器については、処分の依頼があった場合に、製造者が回収、処理することとしている。 	<ol style="list-style-type: none"> 回収・リサイクル体制の整備 これまでは、回収を中心に施策を講じてきたが、今後はリサイクル・リユースを推進するため、学識経験者等からなる委員会において、平成16年度までにリサイクル・リユース制度の確立、実施を進める予定である。 不法投棄対策に係る協力 処理マニュアルの更なる周知等、地方公共団体に対する支援措置を引き続き行っていく。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置								
22. ぱちんこ遊技機等	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルへの設計・製造段階における配慮</p> <p>(1) 製品アセスメントマニュアルの作成 ぱちんこ遊技機等の製造事業者組合による「製品アセスメントマニュアル」を踏まえ、事業者毎の減量化・処理の容易化のための製品アセスメントマニュアルを本年度中に策定するとともに、ぱちんこ遊技機等についてリサイクル容易な設計を促進するという観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づける。 なお、業界における製造工程毎のリサイクル率を評価するための基準を平成12年度中に策定する。</p> <p>(2) 素材等の再資源化・処理容易化対策 素材等の再資源化・処理容易化のため、使用材料の種類を削減する等の対策を推進する。その際、鉛使用量の削減等を図る。</p> <p>(3) 表示の工夫 合成樹脂製部品等の再資源化・処理容易化のため、使用材料名を統一された方法により表示する。</p> <p>2. リサイクルに係る数値目標の設定 リサイクル率の評価方法の検討及び数値目標を本年度中に設定する。</p> <p>3. 流通・破棄段階における対策 廃ぱちんこ遊技機等の回収・処理に対し、製造事業者・ホール・流通業者・運送業者・その他関連業者の協力体制を構築する。</p> <p>4. 処理容易化・再資源化のための技術開発の促進 廃ぱちんこ遊技機等の再資源化・処理容易化のため、関係業界とも協力しつつ、シュレッダーダスト減容化技術の開発を促進する。</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進</p> <p>(1) 適正処理のための啓発・指導を行う。</p> <p>(2) 業界のリサイクルの取り組み状況を広報する。</p>	<p>・資源有効利用促進法に対応するため、各製造事業者ごとに、製品アセスメントマニュアルを策定。</p> <p>・使用材料の種類の一掃化を検討中。</p> <p>・鉛使用量を削減するため、はんだ付の箇所削減の設計変更を検討中</p> <p>・統一された表示方法について検討中。</p> <p>・部品材料の種類毎にリサイクル率の設定を検討している。 ・マテリアル・パーツリサイクル目標率を以下のとおり設定した。</p> <table border="1" data-bbox="1409 966 2122 1092"> <thead> <tr> <th>目標年度</th> <th>マテリアル・パーツリサイクル目標率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年度</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・業界において回収業者の選定など、リサイクルルートの確立に向け検討中。</p> <p>・シュレッダーダスト減容化を図るため、設計段階からのリサイクル容易化設計等を検討中</p> <p>・検討委員会において随時指導を行っている。</p> <p>・業界紙等において取組の広報等を行っている。</p>	目標年度	マテリアル・パーツリサイクル目標率	平成12年度	25%	平成13年度	35%	平成17年度	55%	<p>資源有効利用促進法の指定再利用促進製品、指定省資源化製品に指定し、3Rに配慮した設計等を推進する。</p> <p>・プラスチックのグレード数削減の検討を開始する。 ・左記事業を引き続き推進。</p> <p>・左記事業を引き続き推進。</p> <p>・目標を達成するため、各種対策を講じていく。 ・より詳細な部品毎のリサイクル目標値の設定を検討する。</p> <p>・業界団体で廃ぱちんこ遊技機のブロック毎の収集場所を設置</p> <p>・より具体的に各社で開発を引き続き推進する。</p> <p>・左記事業を引き続き推進。 ・左記事業を引き続き推進。</p>
目標年度	マテリアル・パーツリサイクル目標率										
平成12年度	25%										
平成13年度	35%										
平成17年度	55%										

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
23. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントガイドラインの見直し リサイクルに配慮した設計に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう環境設計アセスメントガイドラインを見直す。 併せて、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めるよう環境設計アセスメントガイドラインに盛り込む。 また、リサイクル容易な設計を促進するとの観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品にパソコンを位置づける。</p> <p>(2) プラスチック等のリサイクル対策の推進 使用済製品中のプラスチック等のリサイクルを進めるため、使用するプラスチック等の種類を削減するとともに、材質表示等の対策を推進する。 また、素材業界との連携の下、リサイクルの観点から、使用するプラスチック等のグレードについて検討し、2000年度中に結論を得る。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済み製品の回収・リサイクルを推進するため、業界としての自主行動計画を策定する。</p> <p>(2) リサイクルの推進 部品リユース(MPU、メモリ、HDD、ケーブル等)や一層のリサイクルを推進することとする。これによる製造事業者によるリユース・リサイクルに関する数値目標を年度内に設定する。</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のため、関係業界とも協力しつつ、素材・構造・処理方法等に関し、技術開発を行う。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 長期使用・適正処理を促進するため、消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。</p> <p>5. アップグレードなど、その他のリデュースの取組について検討する。</p>	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルへの設計・製造段階での配慮</p> <p>(1) 情報処理機器の環境設計アセスメントガイドラインの見直し リサイクルに配慮した設計に加え、リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計を行うよう環境設計アセスメントガイドラインを見直した。(平成12年9月) また、リサイクルし易い素材、リサイクル材の利用を進めるよう環境設計アセスメントガイドラインに盛り込んだ。 産構審にパソコン3R分科会を設置し、パソコンを資源有効利用促進法の指定省資源化製品、指定再利用製品に位置付けて義務付けるべき内容について取りまとめた。(平成12年12月)</p> <p>(2) プラスチック等のリサイクル対策の推進 パソコン3R分科会において、指定再利用製品の義務内容として材質表示等を義務付けた。 パソコン業界と素材業界の意見交換の場として「素材検討WG」を設置し、検討を開始した。</p> <p>2. 廃棄段階における対策</p> <p>(1) 使用済製品のリサイクルのための体制整備 使用済み製品の回収・リサイクルを推進するため、業界としての自主行動計画を策定し、公表した。(平成12年1月) パソコン3R分科会において、資源有効利用促進法の指定再資源化製品として義務付けるべき内容を取りまとめた。(平成12年12月)</p> <p>(2) リサイクルの推進 リユース・リサイクルを含む「資源再利用率」に関する業界の自主目標を策定した。(平成12年3月) パソコン3R分科会において、パソコンの「再資源化の目標」の下限値としての義務付けるべき内容を取りまとめた。(平成12年12月)</p> <p>3. 使用済製品の処理容易化・再資源化促進のための技術開発 下記のようなリサイクル技術の開発を行った。 ・LCDパネルの処理・リサイクル技術 ・パソコンのプラスチック部材の材料リサイクル技術 ・プラスチック部材からの金属めっき剥離技術 ・パソコンのプラスチック筐体リサイクルのための劣化検査技術 ・真空加熱技術を用いた回路基板リサイクル技術</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 業界団体に「広報・PR WG」を設けて、平成12年7月よりユーザーに対する広報・PRの方法に関する検討を開始した。</p> <p>5. パソコン3R分科会において、資源有効利用促進法の指定省資源化製品として義務付けるべき内容を取りまとめた。(平成12年12月)</p>	<p>(1) 資源有効利用促進法の指定省資源化製品、指定再利用製品にパソコンを位置づけ、3Rに配慮した設計を義務付ける。</p> <p>(2) 使用するプラスチック等のグレードについて検討し、プラスチックの再資源化推進の方策について2000年度中に結論を得る。</p> <p>2. 資源有効利用促進法の指定再資源化製品にパソコンを位置づけ、製造業者等によるパソコンの回収・再資源化を義務付ける。</p> <p>4. 広報・啓発活動の促進 左記の検討を踏まえ、消費者、ユーザー啓発・PRを推進する。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
24. 複写機	<p>1. リデュース・リユース・リサイクルのための事前対策を推進</p> <p>(1) 循環型経済システムの構築に向けて、リデュース・リユース・リサイクルの促進を目的に、製品の開発段階における設計ガイドラインの充実を図るため、業界団体で既に制定している「地球環境保護を考慮した事務機製品開発のための指針」の見直し強化を図る。特に、リユースが容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル材やリユース部品の利用の可能な範囲での拡大を位置づける。</p> <p>(2) 複写機に使用されるプラスチック等の材質表示を推進するとともに、グレード数削減について検討する。</p> <p>(3) 設計段階での環境アセスメントの実施促進</p> <p>2. 使用済み複写機の回収を目的とした「静脈物流共同プロジェクト」の推進 使用済み複写機の部品リユース・リサイクルを目的とした関係企業による「使用済み複写機の相互交換システム」の構築・試行・地域拡大を推進する。</p> <p>3. プラスチックの再利用技術開発の促進 使用済み複写機のプラスチック部品に関するリユース・リサイクル促進のため、関係業界との協力の下、技術開発を行う。</p> <p>4. リユース・リサイクルへの取組の公表 業界のリユース・リサイクルに関する取組状況を公表するとともに、ユーザーへの啓発・PRを実施する。</p>	<p>・リユース容易な設計、リデュースに配慮した設計、リサイクル部材やリユース部品の利用の可能な範囲等、製品の設計に際しての評価項目・評価基準・評価方法を複写機業界の指針として示した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」を業界団体として作成。</p> <p>・また、各事業者において、リデュース・リユース・リサイクルの促進のため、自主的な取組みを実施。</p> <p>・業界団体として「プラスチック材料リサイクルのための技術課題調査」を実施し、素材メーカーの状況、各社のリサイクルへの取組み等を調査し、プラスチック等のリサイクルの促進のための技術的課題を抽出。</p> <p>・各事業者において、業界団体として作成した「製品アセスメントマニュアル作成のためのガイドライン」に則り、設計段階の環境アセスメントを推進。</p> <p>・複写機の部品再利用（リユースやリサイクル）を目的とした業界団体による「静脈物流の相互交換システム」の構築を関東・近畿圏で実施し、さらに、北海道、中部地域等への拡大を進め、業界全体の自主回収のルートの構築を推進。</p> <p>・業界団体として「プラスチック材料リサイクルのための技術課題調査」を実施し、素材メーカーの状況、各社の取組み等を調査し、プラスチック等のリサイクルの促進のため技術的課題を抽出。</p> <p>・「使用済み事務機器の回収・リサイクルに関する調査報告書」を業界団体としてとりまとめ、使用済み複写機の発生量、回収・処分状況等を公表。</p>	<p>・資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種（リユース部品の使用）の指定及び指定再利用促進製品（リユース配慮設計）の指定をする方向で検討を進めているところ、同法令施行後の新製品について、リユース設計部品を組入れ、これらが回収された時点から新製品へのリユースを円滑に行うべく、必要な設備の整備や再生部品の検査・保管のための体制の構築等を推進。</p> <p>・左記の取組み等を踏まえ、各事業者において、プラスチック等のリサイクルの促進のため、材質表示の対策を推進し、グレード数の削減についての検討を実施。</p> <p>・左記の取組みを更に推進。</p> <p>・左記の取組みを更に推進。</p> <p>・左記の取組みを更に推進。</p> <p>・業界のリユース・リサイクルに関する取組状況の公表、ユーザーへの啓発・PRを継続的に実施するための体制等を検討。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
25. ガス・石油機器	<p>1. リデュース、リユース、リサイクルの設計・製造での配慮 製造メーカーにおいてリサイクル容易な設計、リユース容易な設計、長寿命化設計、リペア容易な設計などに配慮した構造設計、材料構成、組立方法等について、減量化・処理の容易化のための製品アセスメントの検討を行う。また、リサイクル容易な設計を促進するとの観点から、再生資源利用促進法第一種指定製品に位置づけることについて検討する。</p>	<p>ガス・石油機器リサイクル懇談会を平成11年11月から平成12年7月まで計7回開催し、製造事業者、流通事業者、自治体、その他関係者等を交えて、ガス・石油機器リサイクルシステムの現状の実態調査をし、使用済み製品の回収・リサイクルシステムのあり方等について討論してきた。そのために、当省、ガス・石油機器工業会は、シンクタンク等を用い対応を協議してきた。そして、懇談会としての中間報告書をまとめた。 資源有効利用促進法の指定再利用促進製品及び指定省資源化製品に位置づけ、リサイクル容易設計、リデュース配慮設計を促進していくために、製品アセスメントの検討に着手した。</p>	<p>中間報告書を踏まえ、当省、ガス・石油機器工業会は、ガス・石油機器の合理的な回収・リサイクルシステムの構築に向けて、シンクタンク等を用いて調査し、その結果をもとに具体的実現可能（品目別、コスト等）なシステムづくりを考えていく。そして、早ければ春先にも前回の懇談会等に似た形で検討の場を設けて再開し、早期の実現に向けて、関係者の理解と協力を得るよう回収・リサイクルシステムの構築を目指す。 また、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品、指定省資源化製品への位置づけ、リサイクル容易設計、リデュース配慮設計を促進していく。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
26. 繊維製品	<p>1. 回収リサイクルシステムの構築 繊維製品、特に衣料品のリサイクルを促進するため、製造事業者、販売事業者、流通事業者、再生事業者、消費者、国研、大学等参加のもと「繊維製品リサイクル協議会」を設置し、易リサイクル製品の開発、リサイクル技術開発、再生利用用途の開発も含めたりサイクルシステムの構築について検討を行う。</p> <p>2. 廃棄物減量化のための対策 リデュースの促進 繊維製品サプライチェーンにおいて情報技術を積極的に活用することにより、生産、流通業務を効率化し中間製品、最終製品の不良在庫の削減等を図る。</p> <p>3. 易リサイクル及び用途拡大のための技術開発 (1) マテリアルリサイクル技術の開発</p> <p>(2) ケミカルリサイクル技術の開発</p> <p>(3) サーマルリサイクル(RPF)技術の開発</p> <p>(4) 再生用途技術の開発</p> <p>4. 異業種との連携 PETフレークの利用を一層促進する</p> <p>5. 広報・啓発活動の促進 (1) リサイクルファッションショー・展示会の実施 (2) リサイクル製品の普及・啓発活動の実施</p>	<p>通商産業省委託事業により繊維製品のリサイクル等に関する調査を実施。 (平成8年度、平成11年度)</p> <p>平成12年7月に、業界内に「繊維リサイクル連絡会議」を設置し、繊維製品のリサイクルに関する調査・研究を行うとともに、今後のリサイクルの在り方について検討。</p> <p>アパレル業界や古繊維業界によって、繊維製品のリサイクルの現状の把握や将来のビジョンの策定に向けた調査研究事業を実施中。(平成12年度)</p> <p>サプライチェーン・マネジメント実証事業の実施(平成10年度～平成11年度)により、無駄な発注の減少を通じた不良在庫の圧縮を促進。</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。 (平成11年度、平成12年度)</p> <p>合成繊維の解重合によるモノマー化技術の開発を実施中。</p> <p>廃棄等された繊維製品をRDF化するための技術に関する調査・研究を実施。 (平成11年度)</p> <p>廃棄・未利用等のウール製品や綿製品について、これを反毛する技術の改良やその再商品化に関する調査研究を実施。 (平成11年度、平成12年度)</p> <p>グリーン購入法の平成13年度からの施行に合わせて、ユニフォーム・作業服などを対象に再生PET樹脂を用いた繊維製品が特定調達品目に指定される予定。</p> <p>繊維の商品見本市(「ジャパン・クリエーション」)や、リサイクル製品の見本市(「エコプロダクツ展」)の場を活用して、再生繊維を用いた繊維製品の展示活動を実施。(平成12年度)</p>	<p>・本年を目途に、「繊維製品リサイクル懇談会」を発足し、左記の業界主導による活動とも連携を図りながら、繊維製品のリサイクルシステムに関する本格的な検討を開始。</p> <p>・左記事業の成果のさらなる事業化を促進するため、普及・啓蒙に引き続き努める。</p> <p>・複数の素材で混紡・交織された繊維製品を素材ごとに分離・分解するとともに、再商品化するための技術の開発を推進。</p> <p>・左記事業の成果を受けて、その事業化を推進。</p> <p>・左記事業の成果を受けて、事業化や事業者への普及促進に向けた取組を推進。</p> <p>・左記事業により開発されたりサイクル技術の応用・拡充による用途開発を推進。</p> <p>・グリーン購入法・特定調達品目へ再生PET樹脂を原料とした繊維製品を指定することにより、官公需による調達の一層の促進を図る。</p> <p>・リサイクル製品に対する消費者の理解の増進と普及のための啓蒙・広報活動を推進。</p>

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
27. 潤滑油	潤滑油のリサイクルを推進する観点から、(社)潤滑油協会を中心として、使用済み潤滑油の処理実態の明確化を図りつつ、分別のための表示、手段等の検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)潤滑油協会に潤滑油リサイクル対策委員会を平成11年7月に設置。 ・使用済み潤滑油の実態調査を実施し、現状把握、問題点抽出を実施。 ・使用済み潤滑油のユーザーにおける分別回収を促進するため、リーフレットを作成し、配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(社)潤滑油協会、全国工作油剤工業組合、全国再生砥油連合会等が連携強化し、使用済み潤滑油の分別回収を促進するため、パンフレットを作成し配布する。 ・塩素系潤滑油(塩素を含有する添加剤使用の潤滑油)から非塩素系潤滑油への転換に向けた取組を推進。 ・塩素系潤滑油の容器にラベルを貼付していく。

品 目 名	現 行 ガ イ ド ラ イ ン	進 捗 状 況 (現 在 ま で 講 じ て き た 主 要 措 置)	今 後 講 じ る 予 定 の 措 置
28. 電線	<p>1. 回収のための措置</p> <p>電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の連携により、機器用電線、自動車用ハーネス等の回収システムを構築することについて検討する。また、シュレッダーダストからの効率的な銅分回収技術を開発する。</p> <p>2. リサイクルのための措置</p> <p>電線の銅、塩ビ等のプラスチック被覆材のそれぞれについてリサイクル目標の設定を検討する。また、電線供給、回収・リサイクルの連携システムについてLCAの観点からの環境への影響の低減について検討するとともに、リサイクル技術の開発に着手する。さらに、リサイクルしやすい電線の設計やプラスチック被覆材の材質表示の可能性について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電線ユーザー業界(自動車、家電)における電線リサイクルの現状や関心事項等の調査を実施した。 ・電線ユーザー及び非鉄金属回収業団体等の有識者を集めて電線リサイクルに対する意見交換会を開催した。 ・平成12年度「産業技術実用化開発補助事業(NEDO)」において、電線リサイクル技術である「廃電線被覆材の架橋ポリエチレンのワックス化」及び「架橋ポリエチレンのマテリアルリサイクル技術」の技術開発を開始した。 ・平成12年度「省資源・再資源化委託費」において、電線リサイクル技術である「廃電線被覆材の高純度分離方法」の技術開発を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器用電線、自動車用ハーネス等の回収を促進するため、機器、自動車等の回収リサイクルシステムから廃電線が適切な形態で解体・排出されるよう、家電、自動車等のリサイクル推進活動への協力方法を検討する。 ・引き続き、電線リサイクル技術の検討と研究開発を更に推進するとともに、その他の課題へ対応するための検討を継続する。